

# 障害者虐待対応事例集

平成 29 年 3 月

神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課

はじめに	
1 この事例集の使い方	1
2 事例の記載方法について	2
- 7 M W M M M M M M M M M M M M M M M M M	_
1 養護者による障害者虐待	
事例1(養護者虐待・軽度・身体的虐待、経済的虐待)	
母親から身体的・経済的虐待を受けた知的障害者を多職種が連携して支援した事例	3
事例2 (養護者虐待・中度・身体的虐待、放棄・放置(ネグレクト))	
高齢の母親が他害行為のある知的障害者の息子を部屋に閉じ込めた事例	_
(養護者の介護負担を軽減するためチームによる支援を行った事例)	5
事例3(養護者虐待・中度・身体的虐待)	
高齢の父親からの身体的虐待にみまもりを強化して対応した事例	
(家族の持つ強みに着目して支援した事例)	7
(水)大・ノバ フェ・ハに自口して大阪した事が)	•
事例4 (養護者虐待・中度・放棄・放置(ネグレクト))	
金銭管理能力の低い母親による放置・放棄(ネグレクト)から知的障害者を分離	
して保護した事例(やむを得ない措置、面会制限を実施した事例)	9
事例5 (養護者虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
虐待から逃れるため家出しホームレス状態だった障害者を生活保護担当課と連携	
して保護した事例	11
事例6 (養護者虐待・認定外)	
子どもの頃から養護者による虐待のリスクがあり児童相談所等から支援を引き継	
いだ事例(通所先事業所と行政の連携により、虐待のない生活を続けている事例)	13
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	
事例7(施設虐待・軽度・身体的虐待、心理的虐待)	
看護職員による短期入所利用者への暴言があり、事業所が再発防止のため全職員	1.5
に虐待防止研修を実施した事例	15
事例8(施設虐待・軽度・心理的虐待)	
就労系事業所における通所の強要により、心身の不調を訴えた利用者を相談支援	
専門員が継続的に支援した事例	17
	11
事例9(施設虐待・軽度・性的虐待)	
送迎車内で生活支援員等から性的な内容の会話を聞かされ、精神的な苦痛を受け	
た女性を保健師が継続的に支援し、事業所の通所再開につなげた事例	19
事例10(施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待)	
管理者とベテラン支援職員による身体的・心理的虐待の事例	
(加害者の配置替えにより利用を継続した事例)	21

事例11(施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待)	
不適切な対応があった放課後等デイサービスに対し、全職員の虐待防止研修の受 講を指導した事例	23
事例12(施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
新人職員が知的障害者に繰り返し身体的虐待と心理的虐待を行っていた事例	25
事例13(施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)	
グループホームの世話人による突発的な暴力により利用者が裂傷を負った事例	07
(再発防止策として虐待防止研修、アンガーマネージメント研修が実施された事例)	27
事例14(施設虐待・認定外)	
施設への不信感から虐待通報に至ったものの、その後の施設の説明により誤解が解けた事例	29
3 使用者による障害者虐待	
3 使用台による降台台作句	
事例15(使用者虐待・経済的虐待)	
最低賃金の減額の特例許可が切れたまま最低賃金未満の賃金支払いを続けた事例 (是正勧告により未払い分の賃金が支払われ、就労も継続している事例)	31
事例16(使用者虐待・身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待) 住み込み就労先から逃げ出し過去に入居していたグループホームの職員に助けを求めた	
事例(その後グループホームに再入所し、再就労に向けた支援を受けている事例)	33
事例 1 7 (使用者虐待・認定外) 就労上のストレスから事実ではない内容の届出に至ったと思われる障害者に対し、定期	
的な面接を実施し就労の継続を支援した事例	35
事例18 (使用者虐待・認定外)	
就労系事業所の作業工賃に不満を持つ利用者が労働基準監督署に最低賃金法違反	
を申告した事例	37
4 その他障害者虐待対応事例一覧	39
5 神奈川県における障害者虐待の傾向	
養護者による障害者虐待についての対応状況等	44
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	45
使用者による障害者虐待についての対応状況等	46
G	
6 <b>参考資料</b>	49
障害者虐待防止法の対象範囲	55
障害者虐待防止法(条文) 県内の障害者虐待通報窓口一覧	56 66
不r 1×/焊百4 仨仅也我心口 見	OO

# はじめに

# 1 この事例集の使い方

事例集(障害者虐待対応事例集)、統計資料(神奈川県における障害者虐待の傾向)、 参考資料の3つにより構成されています。活用にあたっては、最初から通して読まなくて も活用いただけます。必要に応じて参考となるところをお読みください。

### ①事例集について

- 1 養護者による障害者虐待 6 事例
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 8事例
- 3 使用者による障害者虐待 4事例

の計 18 事例について、通報の受理から緊急性判断、事実確認調査、支援の実施といった対応経過に沿った流れを掲載しています。(事例の記載方法についての説明は次頁を参照ください。)

また、上記 18 事例のほかに、詳細な対応経過が不明だったり、対応経過が好ましいとはいえない等の理由から事例掲載に至らなかった 25 事例を 4 その他障害者虐待対応事例一覧として一覧表の形で紹介しています。こちらも虐待対応の実態を知ることのできる資料ですので参考にしてください。

### ②統計資料について

厚生労働省が全国の都道府県・市町村を対象に実施した「平成27年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の調査結果を基に、県内の障害者虐待の傾向をまとめた資料です。

#### ③参考資料について

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート、障害者虐待防止法の対象範囲(法別、年齢別整理)、障害者虐待防止法(条文)、県内の障害者虐待通報窓口一覧 を収録しています。

### ④主な対象者と活用方法について

この事例集は、市町村の障害者虐待防止担当職員、相談支援専門員、障害者福祉施設従事者等向けに作成しました。事例集を職員研修(新任職員研修や現任職員研修)や事例検討にご活用いただき、市町村の虐待対応力向上や事業所・施設等の虐待防止体制の強化に取り組んでください。

市町村の障害者虐待防止担当職員の皆様には、実際の虐待対応において支援の方針や方法を検討する際にこの事例集をご活用ください。特に、虐待通報や支援実績が少ない市町村や新任担当者は事例集を読み込むことで、他の自治体の虐待対応ノウハウを学ぶことができます。

相談支援専門員が家族や事業者から虐待の相談を受け、通報者となることが多くみられます。相談支援専門員が市町村等と連携して被虐待者や養護者の支援を行うこともあります。こうした状況を踏まえ、相談支援専門員の皆様は事例集を通じて障害者虐待の通報や支援の実際について理解を深めていただければ幸いです。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、サービスの種類や加害者の役職、経験年数を問わず発生しています。この事例集を活用して日頃の支援を振り返り、虐待や不適切な支援がないか点検するとともに、虐待防止体制の構築に努めてください。

# 2 事例の記載方法について

※この事例集は、県内外での障害者虐待事例を参考に、個人情報へ配慮し、障害者虐待防止 に関係する職員等への参考となるよう事例を編集加工して作成しました。

### ①事例のタイトルについて

- ・各事例のタイトルについて、虐待の内容だけでなく、支援の方針・結果が分かるものと なるよう配慮しました。
- ・各事例のタイトルの前に障害者虐待の種類、深刻度、虐待行為の種類等の属性をかっこ 書きしています。 **例 事例3 (養護者虐待・中度・身体的虐待**)
- ・各事例のタイトルの後に、当該事例のキーワードとなる言葉を掲載しています。

### ②深刻度について

・養護者による障害者虐待と障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事例について、 支援や介入の参考となるよう深刻度を軽度、中度、重度の3段階で表しました。

### (深刻度の目安)

**軽度** 生命・身体・生活に影響があるが、「中度」までの介入や保護の検討を要さな い事例

中度 生命・身体・生活に著しい影響がある事例。再発が懸念され、継続的な介入や 保護の検討が必要な事例

**重度** 生命・身体・生活に重大な危険がある事例。緊急的な保護の検討が必要な事例 (重大な外傷を負った事案や被虐待者自身が危険を感じて保護を求めている事例)

- ・使用者による虐待の事例は、深刻度を表記していません。
- ・虐待の認定には至らなかった事例については、深刻度の部分を認定外と表記しています。

### ③世帯構成について(養護者による障害者虐待の事例のみ)

・世帯の構成を図式化したもので、婚姻関係、親子関係は実線で関係を表しています。

家族構成の記号 本人	家族	死亡の家族	同居世帯
男性女性	男性 女性	男性  女性	

### ④対応経過について

・対応経過は、「通報・相談等の受理」→「緊急性の判断」→「安全確認・事実確認の状況」→「支援の実施」→「結果」の段階に沿って整理しています。

#### ⑤評価

・「他に想定できる対応」、「活用可能な資源、あったらよい支援」、「評価すべき点」、 「課題点、反省点」の4つの観点から評価を記載しています。(事例により評価の観点 は異なります。)

### ⑥総括·助言

・監修者または県障害福祉課による総括・助言のコメントを記載しています。

# 1 養護者による障害者虐待

事例1 (養護者虐待・軽度・身体的虐待、経済的虐待)

母親から身体的・経済的虐待を受けた知的障害者を多職種が連携して支援した事例

キーワード 分離、養護者支援、家族関係の再構築、多職種連携

### 1 基本情報

	年齢	30歳代		世帯構成
被虐待者に関する情報	性別	男性		
	障害の状況	知的障害(A1)		
関する	利用している サービス・資			型事業所、グループホーム、社会福祉協議 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、
情 報	ァーこへ・貝源、関係機関等	'		福祉担当課、生活保護担当課
	۴	※下線部は虐待通報後に関わり始めた機関等		
hп	年齢	60歳代	虐待の種類	身体的虐待、経済的虐待
加害者	性別	女性	虐待の原因・	• • •
者	続柄•役職等	母親	景として考え れるもの	ら日親の性格や人格、母親の金銭浪費
通報者		社会福祉協議会	会職員	

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・社会福祉協議会が日常生活自立支援事業の利用相談にのっていたところ、本人から「障害基礎年金のほぼ全額を母が使ってしまい、自分が使えるお金がない。」との話があった。
- ・本人から「母親の身の回りの世話を強要されたり、時には叩かれたりする。」などの訴えもあり、社会福祉協議会職員から市町村障害者虐待防止センターへ通報が入った。
- ・市職員が本人と面談したところ、同様の申告であった。また、本人は自宅を出てグループホームでの暮らしを希望した。
- ・両親からも事情を聴取し、本人への暴力や年金が本人の意思に反して使われていることを確認し、虐待と認定した。また、本人がグループホームへの入居を希望していることを伝えた。
- ・体験利用を経て、通報受理から約半年後にグループホームに本入居。
- ・入居後、両親は本人の帰宅を希望するが、虐待再発の可能性があるため、日中のみの帰宅を へて、定期的な帰宅外泊に移行。両親との関係性も安定してきたため終結とした。

通報・相談 等の受理	・本人から金銭管理の相談がしたいとの訴えを受けた社会福祉協議会が詳しい話を聞き取ったところ、本人が受給している障害基礎年金のほぼ全額が母親の手に渡っており、自分で使えるお金がほとんどないこと、母親から身の回りの世話を強要され、叩かれることもあるとの訴えがあったため、社会福祉協議会職員が市町村障害者虐待防止センターに通報した。
緊急性の判 断	・通報受理後、障害福祉主管課にて受理会議を開催。 ・平日は通所しており、身体の状況が把握できること、深刻な暴力はないこと から、緊急保護の必要性はない。
安全確認・事 実確認の状 況	<ul><li>・事実確認のため関係機関から情報収集すると共に、通所先と家庭を訪問して本人と両親から詳しい状況を確認した。</li><li>① 相談支援事業所</li><li>・本人から「母親から叩かれて、力が強くなってきていて耐えられない。家を出たい。」との訴えを聞いている。母は車いすを使用しており、父不在の時</li></ul>

	に買い物や洗濯、入浴の介助を本人に頼む。本人が嫌がり母の思い通りにな
	らない時に叩かれている様子。
	・先日、本人の希望でグループホーム見学に同行した。
	② 本人と面談、意向確認。
	・父親が不在の時に母親にげんこつで殴られる。父に相談したら後で母親に 「何故父に言った。」と怒られ、また殴られた。
	・殴られることと毎日買い物に行かされることが辛い。疲れがとれない。通所
	先の友人のように、自分もグループホームで生活したい。
	③ 両親と面談  ・母親は本人への暴行は認めるが、強く叩いていない、最近は叩いていないと
	訴える。
	・本人が家事負担や母親から叩かれることを苦にしていること、叩くことや年
	金を搾取することが虐待にあたること、本人がグループホームへの入居を希
	望していることを伝える。
	(確認結果)
	・げんこつで殴る、障害基礎年金を搾取するなどの事実が確認されたため、母     親による身体的虐待、経済的虐待があったと判断した。緊急的に保護する必
	税による牙体的虐待、経済的虐待があるたと判断した。紫忌的に保護するか     要はないが、本人の希望するグループホーム入居に向け支援することが望ま
	安はないが、本人の布室するグルーグが、A人店に同じ文後することが至よ   しいと判断した。
	・グループホームへの入居希望に対応し、体験入所の調整を行った。
	・金銭管理について、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を調整す
古怪の史佐	るとともに、グループホーム入所後の生活保護受給について生活保護担当課
支援の実施	に相談・調整した。
	・本人に関係する支援者に加え、母親が利用する介護保険サービスの担当者に
	も声をかけ、両親の支援についても多職種で連携して支援することとした。
	・体験入所を経てグループホームへ入居し両親と分離を図った。
結果	・自宅への定期的な外泊を取り入れながら、両親との関係性について見守り支
	援を継続。安定してきたことにより終結とする。

	・本人との信頼関係を築き、虐待被害の状況を聞き出すとともに、今後の生活
	についての意向確認に努めた。また、グループホーム、日常生活自立支援事
評価すべき	業や生活保護など本人の今後の生活に必要なサービスが円滑に利用できるよ
点	う関係者との調整を図った。
	・グループホーム入居後は、虐待の再発に注意しつつ、親子の交流が良好な形
	で回復するよう支援した。
課題点、反	・今回は本人の支援を優先して対応したが、両親の金銭管理や母親の介護につ
省点など	いても支援が必要である。

# 事例の総括・助言

「障害者虐待を<u>受けたと思われる</u>障害者を発見した者」には通報義務が課されています(法第7条1項、16条1項、22条1項)。虐待の確証が得られていない状況であっても、障害者虐待の早期発見のため、速やかに通報につなげることが求められます。とりわけ障害者福祉に携わる関係者には、障害者虐待の早期発見の努力義務も定められています。(法第6条)。

また、養護者による障害者虐待の事案では、養護者自身も何らかの支援が必要な課題を抱えていることがあります。課題が複合化、複雑化している場合には、多職種・複数の部署をまたいだ連携が不可欠であり、支援会議等を通じて支援方針の共有、役割分担を明確にすることが重要です。

# 事例2 (養護者虐待・中度・身体的虐待、放棄・放置(ネグレクト)) 高齢の母親が他害行為のある知的障害者の息子を部屋に閉じ込めた事例 (養護者の介護負担を軽減するためチームによる支援を行った事例)

|キーワード | 老障介護、分離、家族関係の再構築、多職種連携、チームによる支援

### 1 基本情報

被虐	年齢	3 0 歳代 男性		世帯構成	
待者	性別				
に 関 す	障害の状況	知的障害(A1) 発達障害(自閉症)			
被虐待者に関する情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	相談支援事業所、生活介護事業所、短期入所事業所			
hп	年齢	70歳代 虐待の種類		身体的虐待、放棄・放置(ネグレクト)	
加害者	性別	女性	虐待の原因・ 背景として考	考   本人の行動陣書、は親の介護疲れ、はあ   の書揺に関する知識、は後の不足	
111	続柄・役職等	母親	えられるもの		
<b>通報者</b> 相談支援事業		相談支援事業所	沂職員		

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・重度の知的障害を伴う自閉症の男性に対し、養護者である母親が虐待をしている可能性があるとの通報が、相談支援事業所から市町村障害者虐待防止センターへ入った。
- ・家庭訪問を行い、養護者である母親から聞き取りを行ったところ、本人からの激しい暴力から身を守るために仕方なく部屋に鍵をかけたり、水分を本人が欲しがる分だけ与えてしまっていることがわかった。
- ・本人からの暴力で母親は身体的にも精神的にも限界に近い状態であり、介護を止めたいという発言も出ている。また、本人も自分がなぜ、部屋に閉じ込められているのか理解できず、 日中の通所先や短期入所先でも不穏な状態に陥りやすくなり、職員や他の利用者に手を上げてしまうことが頻繁になってきてしまっている。
- ・本人からの暴力により、母親は左目の視力が著しく低下しており、高齢からか体も不自由に なってきているため介護保険サービスの利用を申請している。また、本人の兄にも軽度の知 的障害があり、母親が倒れてしまった場合、本人の介護を行える人がいなくなってしまう。
- ・市町村では在宅生活の継続は困難が多いと判断し、施設入所先を探しているほか、生活介護 事業所、相談支援事業所と連携して、異変時に即座に対応できる体制を構築し、チームによ る支援を行っている。

通報・相談	・相談支援事業所の相談員が母親の発言から虐待の可能性があると判断。市町
等の受理	村障害者虐待防止センターに通報した。
	・通報受理後、市町村障害福祉主管課にて緊急性の判断について協議。
緊急性の判	本人について、ほぼ毎日生活介護事業所を利用しており、通所先職員が本人
断	の様子を観察できる状況にあるため、緊急性は低いが、虐待が日常的に行わ
	れている可能性があることから、家庭訪問を行い事実確認を行う。
	(安全確認、事実確認の方法)
安全確認・	・本人の自宅を訪問し状況を確認するとともに母親に聞き取りを行う。生活介
事実確認の	護事業所に本人の身体状況の確認をするよう協力を依頼する。
状況	(確認結果)
	・市町村障害福祉主管課職員2名で自宅を訪問。本人の部屋に外鍵が取り付け

	こんマンファル 4月の始炉14 (500 0の 0 1 エ 1 4 50 十 1 日 日
	られていること、大量の飲料水 (500 mℓのペットボトル 50 本程度) が本人用
	に常備されていることを確認した。
	・母親から聞き取ったところ、本人による母親への暴力から自身の身を守るた
	めに毎日仕方なく鍵をかけていること、水分の要求に応えないと部屋で暴れ
	続けることから仕方なく毎日多量の飲料水(1日 4~5 リットル程度)を与
	えてしまっていると話した。
	・半年ほど前に息子に顔を殴られ、左目の視力が大きく低下したほか、加齢の
	ため体の自由が利かなくなっており、介護保険サービスの利用を申請してい
	1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
	るとのこと。
	・また、短期入所中の本人は施設で落ち着いて過ごしていることが多いと聞い
	ており、今後は環境の整った入所施設での暮らしが本人のためにはよいので
	はないかと考えているとのこと。
	・生活介護事業所によると本人の体にあざなど暴力被害の痕跡はない。
	・以上の調査結果から、居室への閉じ込め(身体的虐待)と過剰な水分摂取の
	放置(放棄・放置)があると判断した。
	・養護者の介護の軽減を図るため、短期入所の利用回数、日数の拡大と入所先
	の調整を開始した。
	・市町村のケースワーカーが定期的に母親と面談を行い、養護者が安心して相
支援の実施	談できる関係性の構築を図る。
	・生活介護事業所、相談支援事業所と本人・母親の様子についての情報を共有
	し、異変があった際にすぐに対応できる体制を構築し、チームで支援した。
	・短期入所できる可能性のある施設を市町村職員が訪問し状況を説明する等行
/+ <del></del>	った結果、1ヶ所だった短期入所先が現在4ヶ所に増えし、1回に利用でき
結果	る期間も延びた。(2泊3日や3泊4日)
	・施設入所について調整を続けているが空きがない状態。
	<ul><li>・養護者が市町村ケースワーカーと相談しやすい関係作りができた。</li></ul>

あったらよい	・短期入所で利用している障害者支援施設に入所を相談しているが満床状態が
支援	続いており入所できない状況。施設入所しやすい環境にあったらよい。
評価すべき	・養護者も虐待被害者の側面があるため、養護者を非難せず、相談できる関係
点	作りと介護負担の軽減につながる支援を行った。
課題点、反省点など	・過度な水分摂取が本人の健康にどの程度害を与えているのか、与える可能性があるのか評価が難しい。

# 事例の総括・助言

障害者に対する「正当な理由」のない身体拘束は、身体的虐待となります。「正当な理由」の判断においては、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」(2001 年 3 月)が公表した「身体拘束ゼロへの手引き」で示された要件が参考になります。すなわち、①切迫性(本人または家族等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)②非代替性(身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと)③一時性(身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること)の3要件を満たした場合のみ、例外的に正当な理由が認められると考えられています。近時の下級審裁判例でも、この3要件から身体拘束の正当化事由を検討した事案があります。(大阪地裁平成27年2月13日判決、判例秘書登載)。

また、本事例は母親も息子から暴力を受けており、高齢者虐待防止法の「養護者による高齢者虐待」と捉えることもできます。養護者が高齢者である場合、養護者自身もなんらかの虐待被害を受けている場合もあることから、養護者の介護等の負担や障害者との関係性を丁寧に確認し、必要に応じて高齢者虐待防止法主管課や介護保険関係の部署・機関と情報共有し、連携して対応することが大切です。

### 事例3 (養護者虐待・中度・身体的虐待)

高齢の父親からの身体的虐待にみまもりを強化して対応した事例 (家族の持つ強みに着目して支援した事例)

キーワード 老障介護、老老介護、ストレングス、交流の継続

### 1 基本情報

被虚	年齢	50歳代		世帯	構成
被虐待者に関する情報	性別	男性			
	障害の状況	知的障害(A 1) 発達障害(自閉療			
りる情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	生活介護事業所を週 5 日利用。相談支援事業所、 <u>移動支援事業所、短期</u> 入所事業所、グループホーム ※下線部は虐待通報後に関わり始めた機関等			
πп	年齢	80歳代	虐待の種類	Į	身体的虐待
加害者	性別	男性	虐待の原因		本人の介護度や支援度の高さ、両親
19	続柄•役職等	父親	背景として考 られるもの	え	の介護疲れ
通報者 通所事業所のサービス管理責任者					

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・80歳代の両親が最重度の知的障害を伴う自閉症の本人を自宅で介護していた。
- ・本人は自閉症・知的障害に加えて、糖尿病により、食事療法とインシュリン治療が必要であり、通所事業所の看護職員が、インシュリン注射の際に腕に不審なあざがある事を発見し、虐待が疑われたため通報となる。
- ・市町村職員の事実確認で、父親は「疲れているときに本人が言うことを聞かないと、つい叩いてしまう」と暴力があることが確認されたが、本人も両親もお互いに愛情を持っており、 高齢の両親の介護負担が課題と判断された。
- ・両親の介護負担の軽減を図るため、本人の移動支援と短期入所の利用を提案したが、自分たちでがんばりたいと拒否。
- ・通報から3ヵ月後、母親が自宅で転倒し、大腿骨頚部骨折により介護が必要な状態となり、 父親の考えに変化があり、本人の移動支援と短期入所の利用が開始となる。
- ・しばらく母親の介護サービス、本人の障害者福祉サービスの利用を増やして在宅生活を継続 した後、本人は自宅近くのグループホームへの入居となった。

通報・相談 等の受理	・インシュリン注射の見守りを行った看護職員が本人の腕にあざがあることを発見し、サービス管理責任者に報告。サービス管理責任者が市町村障害者虐待防止センターに通報した。
緊急性の判 断	・週5日通所していること、通報者である通所先事業所で本人の異変に気づくことができるため、通報受理の段階では緊急保護は必要ないと判断した。 ・事実確認と緊急性を正確に判断する情報を得るため、通所先を訪問し、本人と担当職員から聞き取りを行うとともに、家庭訪問し両親から話を聞くこととした。
安全確認・事	(通所先での聞き取り)
実確認の状 況	<ul><li>・通報翌日。市町村職員2名が通所先を訪問。両親からは「本人のこだわりが強いときに対応に苦労する」との話をよく聞いているとのこと。</li></ul>

	・本人は両親のことが大好きなようで、毎日午後になると、帰宅を楽しみにし
	ている様子がある。
	(本人への聞き取り)
	・障害特性により、複雑な聞き取りはできなかったが「親から叩かれることは
	あるか」、「両親は好きか」の問いかけにうなずく様子が確認された。
	<ul><li>・体の様子を確認したところ、棒のようなもので叩かれたようなあざが腕に2</li></ul>
	箇所確認された。
	(両親への聞き取り)
	・愛情深く育ててきたが、疲れているときに本人が言うことを聞いてくれない
	とついカッとなってしまい、叩いてしまうことがある。一昨日の夜も父親が
	息子を叩いてしまったが、こうしたことは、1年に1回程度である。
	・自分たちも息子も歳をとったが、これまでと変わらず親子で生活したい。
	(確認結果)
	・聞き取り結果を踏まえコアメンバー会議を実施。叩いたことが確認されたた
	め身体的虐待があったと判断した。
	・暴力があったこと、両親が高齢であることはリスクだが、愛情を持って生活
	していること、1年のほとんどは暴力を振るわずに過ごしていることは、こ
	の家族にとっての大きな強み(ストレングス)として評価できることから、
	強制的な分離は行わず、在宅サービスの強化やグループホーム入所を提案し
	ながら見守ることとした。
	・両親に今後同様の暴力があれば、虐待として本人の保護を検討せざるを得な
	いことを伝えるとともに、本人の移動支援と短期入所の利用を提案。
	・両親から暴力はしないと誓いの言葉があったが、サービスの追加は拒否。
支援の実施	・3か月後、母親が大腿骨頚部骨折により長期療養を余儀なくされ、ADLが
	低下し、介護保険サービスの利用を開始する(訪問リハビリ、デイサービ
	ス、短期入所)。これを機に本人も移動支援と短期入所の利用を開始。
	・短期入所の定期利用を経て、自宅近くのグループホームへ入居が決まる。
結果	- <sup>・                                   </sup>
	グロバス地がに対け用でし、門板と文体している。

評価すべき点	・虐待ケースとして機械的に分離対応した場合、家族の交流は不可能となる可能性が高いが、本人、両親双方の愛情の深さや世帯の強みを支援者が見抜き、良好な家族関係の継続に配慮しながら分離を行い、虐待が再発しない状況を確立した。
課題点、反省点など	・養護者の負担感等を随時適切に把握しないと、突発的に重篤な虐待が発生することも懸念される。

### 事例の総括・助言

障害者虐待防止法は、その目的として、障害者虐待を防止するために「養護者に対する支援」のための措置を講じることを明記し(法第1条)、市町村に「養護者に対する相談、指導、及び助言その他必要な措置」を講ずることを義務づけています(法第14条第1項)。実務上、障害者と養護者の支援を同じ者が担当すると、利益相反で困難な課題が生じることがあります。障害者虐待を防止するという目的を共有しつつも、明確に役割を分担して別の担当者が支援にあたることが必要です。

本事例のように自宅への介入に拒否的な家庭では、事実確認が困難であったり、虐待そのものが発見されず深刻な状態に陥る可能性があります。在宅生活を送る障害者を支援する障害福祉サービス事業所の従事者や相談支援専門員には、養護者による障害者虐待を早期に発見する役割が期待されており、実際にこれらの職種から多くの通報が寄せられています。

各市町村では、虐待の早期発見・対応のため、各事業所に通報義務の履行について周知するとともに、支援のために必要な協力を求めることがあることを伝え、虐待が疑われる家庭に早期介入できる関係や体制を日頃から構築しておくことが重要です。

### 事例4 (養護者虐待・中度・放棄・放置(ネグレクト))

金銭管理能力の低い母親による放置・放棄(ネグレクト)から知的障害者を分離して保護した事例(やむを得ない措置、面会制限を実施した事例)

キーワード 親の養育能力不足、分離、行動障害、構造化、成年後見制度

### 1 基本情報

被	年齢	20歳代 男性		世帯構成			
被虐待者に関する情報	性別						
	障害の状況	知的障害(A 2) 発達障害(自閉症)					
	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	相談支援事業所、生活介護事業所、福祉事務所、 <u>短期入所事業所、障害</u> 者支援施設、司法書士(母親)、生活保護担当課(母親) ※下線部は虐待通報後に関わり始めた機関等					
ħΠ	年齢	50歳代	虐待の種類		放棄・放置(ネグレクト)		
加害者	性別	女性	虐待の原因		母親のギャンブル依存、金銭管理能力 の低さ、経済的困窮、本人の介護度や		
Ή	続柄·役職等	母親	えられるもの	-	支援度の高さ		
通報者		生活介護事業所	の管理者				

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・10 年程前に父親が他界した後、母親との二人暮らしとなったが、母親は金銭管理能力が低く、ギャンブルでお金を使い切ってしまい、電気や電話が止まり、食べることもままならない状態が度々あり、生活困窮のおそれがあるとして福祉事務所が関わりを続けていた。
- ・本人は、養護学校卒業後に市内の生活介護事業所へ通所していたが、母親から事業所へ「保護してほしい」という連絡があり、そのまま本人を事業所に置き去りにしたため、市町村障害福祉担当課は養護者による虐待(ネグレクト)と判断した。
- ・母親は翌日に事業所に連絡し、前日の電話について釈明してきたものの、これまでの経過も 踏まえ、本人の生活の安全を確保するため母親と引き離すことが必要との判断は変えず、分 離を継続。本人は短期入所を経て施設へ本入所となった。
- ・本人は、在宅時は精神的な不安定さから母親への粗暴行為や家の中での失禁、激しい混乱が 度々見られていたが、施設入所後は非常に落ち着いており、在宅時のような激しい混乱はみ られなくなった。今後も施設において、安定した生活を送ることが出来ると思われる。

通報・相談 等の受理	・生活介護事業所の管理者から、本人が置き去りにされたと市町村障害者虐待防止センターに通報が入る。
緊急性の判 断	・通報受理後、市町村障害福祉主管課にて緊急性の判断について協議。母親の 養育能力、金銭管理能力の低さを考慮し、母親との同居生活を継続したまま では、生命の安全や生活の安定に危険があると判断。母親の行為を介護放棄 と判断し、本人を一時保護することとした。
安全確認・事 実確認の状 況	<ul><li>・市町村障害福祉主管課職員が生活介護事業所を訪問し、職員から本人と母親の最近の様子を聞き取った。</li><li>・母親は事業所の利用料を滞納することが多く、連絡が取れなくなることも多かった。本人には自宅で入浴できていない様子や食事を十分に食べていない様子があったとのこと。</li></ul>

	<ul> <li>・市町村障害福祉主管課職員が生活介護事業所を訪問し、職員から本人と母親の最近の様子を聞き取った。</li> <li>・母親は事業所の利用料を滞納することが多く、連絡が取れなくなることも多かった。本人には自宅で入浴できていない様子や食事を十分に食べていない様子があったとのこと。</li> <li>・その後、本人の状態を確認したが、体には暴力を受けた痕跡はなかった。(確認結果)</li> <li>・これまでの経過と事業所からの聞き取りを踏まえ、母親による放置・放棄</li> </ul>
	(ネグレクト)と判断。通報受理後の緊急性の判断と変わりなく、本人を一時保護することとした。
支援の実施	<ul> <li>・被虐待障害者の緊急受け入れについて協力を依頼している近隣市の障害者支援施設に連絡、その日のうちに短期入所する手はずを整えた。</li> <li>・本人の知的障害の程度を考慮すると自ら短期入所の利用契約を締結することが困難なこと、母親が分離先の施設に押しかけた際に法的な根拠を持って面会制限を行う上で必要になることから、知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」として短期入所を利用させることとした。</li> <li>・本人の金銭を適切に管理するため成年後見制度の市町村長申立てを行った。</li> <li>・養護者支援として、母親の生活を立て直すために司法書士による金銭管理指導を導入した。</li> </ul>
結果	<ul> <li>・在宅生活時とは異なり、激しい混乱状態に陥ることがなくなり、落ち着いて生活している。</li> <li>・母親は「息子を返せ」と市町村障害福祉担当課に頻繁に電話を掛けてくるものの、入所先を知らされていないため、施設に押しかけることはない。</li> <li>・母親に対し司法書士による金銭管理指導を行ったが、その後も金銭管理は適切にできず、生活困窮に陥ったため生活保護の受給を開始している。</li> </ul>

評価すべき 点	・施設入所後は本人の様子がとても落ち着いた。スケジュールや空間が構造化 された施設の生活が本人の障害特性にあっており、母親と分離し施設入所と いう踏み込んだ方針が、本人の安定した生活につながった。
課題点、反省点など	・母親は生活保護の受給となったものの、元々の能力の低さもあり、生活習慣 の改善は難しく、今後も金銭管理が課題となる。金銭に窮した際には、親で あることを理由に、本人の障害年金を要求してくる可能性もある。本人は後 見人が金銭管理しているが、母親の追跡や不当要求に備え、今後も予断を許 さない状況が続いている。

# 事例の総括・助言

養護者から本人を分離し、本人が施設等に入所した場合、養護者と本人の施設等での面会を制約せざるをえない場合があります。障害者虐待防止法第 13 条は、面会の制限について規定していますが、身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由による措置を行った場合の規定ですので、本人が施設等との利用契約を締結して入所した場合に適用はされません。入所者の安全な生活を確保するという施設管理権の一環として、施設等の管理者の裁量で面会を制限することは、やむを得ない事由による措置、利用契約いずれの場合も可能です。

面会制限を告げても面会を強要したり、無断で施設に侵入する危険が想定される場合は、あらかじめ所轄の警察に相談し、緊急時の対応について協議しておくことが必要です。

また、障害者本人の事理弁識能力が不十分なために財産管理・身上監護に課題がある場合、成年後見制度を利用して法律的な支援体制を構築する必要があります。年金を搾取されていたり、金融機関が利用できずサービス利用料が支払えないなどの場合には、その必要性が高くなります。市町村長は障害者が財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれがある場合、適切に市町村長申立を行い(法第43条第2項)、成年後見人と連携して支援を継続することが求められます。

# 事例5 (養護者虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)

虐待から逃れるため家出しホームレス状態だった障害者を生活保護担当課と連携して保護した事例

キーワード 民生委員、分離、生活保護

### 1 基本情報

被	年齢	30歳代 女性		世帯構成	
被虐待者に関する情報	性別				
	障害の状況	精神障害			
る情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	民生委員、精	「保護担当課、無料定額宿泊所 「線部は虐待通報後に関わり始めた機関等		
	年齢	60歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待	
加害者	性別	男性	虐待の原因・背		
有	続柄・役職等	父親	景として考えら れるもの	親の健康状態(うつ病)、家庭内の人間関係	
通報者		民生委員			

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・民生委員から、親から虐待を受けて家出した精神障害者がいると市町村虐待防止センターに 通報が入る。
- ・民生委員に付き添われて本人が市町村虐待防止センターに来庁。本人は父親からの日常的な 虐待から逃れるため1か月ほど前に家出し、友人宅に泊まったり公園で野宿していた。
- ・母親から聞き取りを行った結果、父親による虐待の事実があることが分かった。
- ・本人は父親のもとに帰るつもりはなく、単身での生活を希望。ホームレス状態を解消するため、生活保護を申請し無料低額宿泊所に入所した。
- ・生活保護開始後は急性期の対応は終結とし、通常のケース対応に切り替え、本人の希望する アパートでの自立生活の実現に向けた支援を行っている。

通報・相談 等の受理	・民生委員より市町村虐待防止センターに、親から虐待を受けている精神障害者がいるため虐待通報を行いたいとの一報が入る。1時間後、民生委員に付き添
	われて本人が来庁した。
	・本人は虐待から逃れるために家出しており、帰宅させれば再度虐待を受ける危
緊急性の判	険性が高いことから、養護者からの分離を検討する。
断	・本人の訴えにあいまいな部分があることや、精神症状に妄想があることから事
	実確認を慎重に行う。
	(安全確認、事実確認の方法)
	①本人への聞き取り調査を行った。本人によると、物心ついた頃から父親に暴力
安全確認・	を振るわれており、本人は暴力を受けることは当然のことと思って育った。父
事実確認の	親の機嫌が悪いときは、理由無く突然顔を殴られる、大きな音を立ててドアを
状況	閉めるなどの暴力や威嚇行為があった。本人は1か月ほど前に家を出て、友人
	宅に宿泊したり公園で野宿するなどして過ごしてきたが、手持ちの現金が底を
	ついており居場所がない。生活保護を申請して実家から独立して生活したいと

考え、民生委員に相談した。
②母親への聞き取り調査を行った。母から聞き取った内容と本人の話はほぼ一致
しており、父親による暴力等は事実であると判断した。本人が普段から物音立
てず自室で過ごしているため、家出したことにしばらく気づかなかったと話し
ており、本人への関心の薄さが伺えた。母親は本人が自宅を離れて生活するこ
とに賛成だが、経済的な余裕がないため援助できないと話した。
③父親への聞き取り調査を行った。本人への暴力や威嚇行為は幼少期からある。
かっとなりやすい性格なので仕方がないと弁明した。自身は過去にうつ病の診
断を受けており、気持ちが塞ぎ込む状態が続いているが通院できていない。
(確認結果)
・以上から、父親による身体的・心理的虐待が日常的にあり、父親との同居は危
険と考えられるため、分離が必要と判断した。
・ホームレス状態を解消するため、当面の生活の場を探した。
・その日のうちに泊まれるグループホームや短期入所事業所を探したが、近隣に
は空きがなかった。
・単身生活を送りたいとの希望が強いことから、生活保護の申請について生活保
護担当課に相談。生活保護の相談員が面接を実施したところ、無料定額宿泊所
で受け入れできる可能性があるとのことだったので調整を依頼。
・無料定額宿泊所での受け入れが可能と判断されたため、生活保護を申請し、その日のうちに無料定額宿泊所に入所した。
・無料定額宿泊所では他の入所者とトラブルを起こすこともなく過ごしている。
生活保護の受給により、今後の生活の見通しがつき安心した様子が伺える。
・母親からの経済的な援助はないが、福祉事務所を介して手紙のやりとりがあ
り、精神的な交流が行われている。
・急性期の虐待対応は終結し、今後は生活保護担当ケースワーカーと連携して通
院の再開と日中活動の場の確保について支援するとともに、無料定額宿泊所退
所後の生活の場について本人の意向、病状、生活能力等を踏まえ検討する。
_

他に想定できる対応	<ul><li>・本人の体調の確認 (精神科受診に同行し、病状や入院治療の必要性について確認する。)</li><li>・母親への支援 (父親からの暴力の有無の確認等)</li><li>・父親への支援</li></ul>
評価すべき 点	・生活保護担当課と連携し、通報当日のうちに本人の分離先を確保することができた。

# 事例の総括・助言

本事例のように虐待を受けた障害者が家を飛び出して保護を求めている場合、自宅に帰宅させることで養護者から一層激しい虐待を受ける危険性もあり、直ちに生命・身体の安全確保を最優先課題として、避難等の支援方針を定めなければなりません。

本事例では、障害福祉サービス以外の他制度に基づく施設に適当な避難先を見つけることができました。日頃から被虐待障害者が利用する可能性がある他法・他制度の担当課と顔の見える関係を築き、利用できる施設等にどのようなものがあるか把握しておくことが大切です。

# 事例6 (養護者虐待・認定外)

子どもの頃から養護者による虐待のリスクがあり児童相談所等から支援を引き継い だ事例(通所先事業所と行政の連携により、虐待のない生活を続けている事例)

キーワード 養護者の養育能力不足、児童相談所、学校との連携

### 1 基本情報

被	年齢	18~19歳		世帯構成	
被虐待者に関する情報	性別	男性			
	障害の状況	知的障害(A 2) 発達障害(自閉症)			
る情報	利用している サービス・資源 /関係機関	相談支援事業所、生活介護事業所			
	年齢	50歳代、50歳代	虐待の種類		_
加害者	性別	男性、女性	虐待再発のリス		養護者の養育能力不足、知
13	続柄•役職等	父親、母親	クとして考えら れるもの		識・技術の不足
通報者		児童相談所職員			

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・特別支援学校在籍時より、養護者の知的障害や自閉症に対する理解不足があり、こだわりの 強い長男を大声で怒鳴る様子が近隣住民に目撃されるなど、適切な対応ができず身体的虐待 や心理的虐待に至る可能性が懸念されたため、児童相談所が特別支援学校と連携して養護者 支援を行ってきた。
- ・特別支援学校高等部卒業後、生活介護事業所への通所を開始したが、養護者の障害理解に大きな変化はなく、障害者虐待防止の観点から市町村障害福祉主管課が相談支援事業所や通所 先の生活介護事業所と連携して養護者支援を続けている。

通報・相談 等の受理	・本人の 18 歳到達3ヶ月前に児童相談所から支援が必要な家庭として市町村障害福祉主管課がケースを引き継ぐ。
緊急性の判 断	・市町村障害福祉主管課において支援方針を検討する会議を実施。特別支援 学校高等部卒業後の虐待を発見する役割について、新たな通所先となる生 活介護事業所が担うことが適切と判断し、生活介護事業所に本人の状況に 問題や変化があった際に速やかに市町村障害福祉主管課に連絡するよう対 応を依頼。
安全確認・ 事実確認の 状況	・生活介護事業所利用時に本人の身体の状況・本人の発言・行動等を観察。 ・通所開始から1年が経過しているが、虐待が疑われるような身体の外傷や 本人の不審な挙動などは確認されていない。

支援の実施	<ul> <li>(養護者への支援)</li> <li>・市町村障害福祉主管課の担当職員と相談支援事業所の相談支援専門員の2名で3ヶ月ごとに家庭訪問を実施。</li> <li>・養護者は本人について、いくら言っても言うことを聞かないので困ると愚痴をこぼす。本人の障害特性(自閉症の特徴であるこだわり)についての理解は不十分であるが、本人に暴力を加えたり暴言を浴びせるなどの虐待はないと話している。</li> <li>・訪問した職員らはこうした養護者の話を傾聴し、日頃の労をねぎらう言葉かけを行っている。</li> <li>・また、どうしても本人との生活が苦しくなったときは、一時的に施設などで本人を預かることができると伝えているが、養護者としては、苦労はあっても本人との同居生活を続けたいとの意向が強い。</li> <li>(本人の安全確認)</li> <li>・生活介護事業所では本人の通所ごとに身体の確認を行っているが、虐待が疑われる外傷や不審な挙動などはない。</li> </ul>
結果	<ul><li>・本人は生活介護事業所通所に休まず通所しており、家庭で養護者から虐待を受けている痕跡もない。</li><li>・養護者も市町村障害福祉主管課、相談支援事業所の定期訪問に応じており、良好な関係を築いている。</li><li>・養護者の養育力が低く虐待の発生が懸念されるものの、これまで虐待は発生していないことから、現在の支援はうまくいっていると評価している。</li></ul>

他に想定できる対応	・養護者の養育能力の不足から同居継続は虐待のリスクが高いと判断される場合は、安全確保の方策を検討する必要がある。グループホームや施設入所の提案も考えられるが、こうした提案には養護者の理解が得られず、行政や支援者の介入を拒否するきっかけとなる可能性がある。
活用可能な資源、あったらよい支援	・気軽に体験宿泊や短期入所ができる施設やグループホームがあれば、養護者が気兼ねなく本人を自宅外に預けることができ、養護者の負担軽減が図られるだけでなく、将来的な本人の生活の場についてのイメージを持ちやすくなる。
評価すべき点	・養護者による虐待が発生していない状態が継続している。 ・定期的な家庭訪問の実施により養護者の困り事や本人に対する気持ちを率直 に話してもらえる関係を築いている。

# 事例の総括・助言

就学、卒業、18 歳到達、就職、65 歳到達などライフステージの転機期は、利用できる制度や適用 される法律が変わるなど、障害当事者や養護者だけでなく、支援者にとっても大きな変化がある時 期です。こうした変化の時期はそれまでに行われていた支援が途絶えてしまいがちです。

ライフステージの変化に関わらず、切れ目のない支援体制を構築するためには、児童相談所・子 ども育成支援担当課や高齢者虐待防止担当課と連携体制を構築することが大切です。

# 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

事例7 (施設虐待・軽度・身体的虐待、心理的虐待)

看護職員による短期入所利用者への暴言があり、事業所が再発防止のため全職員に 虐待防止研修を実施した事例

キーワード 匿名の通報、倫理観の欠如、職員の資質

### 1 基本情報

被	年齢	小学校低学年			
被虐待者に関する情報	性別	女性			
	障害の状況	身体障害(肢体不自由) 知的障害(A2)			
る情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所			
	年齢	50歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待	
加害者	性別	女性	虐待の原因・背	倫理観の欠如、通報義務の不徹底、	
18	続柄•役職等	看護師	景として考えられ るもの	職員の性格・資質	
通報者		匿名者			

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・看護師が入所児に暴言を浴びせているのを目撃したとの匿名の通報が市町村虐待防止センターに入る。
- ・事業所及び市町村障害福祉主管課の調査により、短期入所利用中の本人に対し、看護師が頭を叩く、「バカ」「そんなことしてたらブスになるよ」など暴言を吐くなどの虐待を繰り返していたことが判明した。
- ・加害者は「本人が言うとおりに動かないときに、たしなめるために発言した。」と釈明。

通報・相談 等の受理	<ul><li>・市町村障害者虐待防止センターに匿名の電話で通報が入る。</li><li>・内容は、「特定の看護師の言葉づかいがひどい。短期入所を利用している特定の女児に暴言を浴びせているのを目撃した。頭を平手で叩いているのも見た。」というもの。被害者については、女児で身体障害と知的障害がある子どもというのみで、氏名については確認できなかった。</li></ul>
緊急性の判 断	<ul><li>・市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。被害者、加害者が不明なため、事業所に当面の短期入所利用予定を確認することとした。</li><li>・市町村障害福祉主管課から管理者に連絡。今日以降の短期入所利用の予定を確認したところ、短期入所の予定は5日後までないとのこと。</li><li>・通報内容どおり被害者が短期入所利用者であれば、5日後までは被害の可能性はないと判断した。</li></ul>

安全確認・ 事実確認の 状況	<ul> <li>・市町村障害福祉課職員3名(課長補佐、保健師、ケースワーカー職)が施設を訪問。</li> <li>・管理者、サービス管理責任者、看護職員その他の支援員等から聴き取り調査を行った。</li> <li>・聴き取りの結果、利用者への言葉づかいの悪い看護職員がおり、以前から管理者や看護主任から注意しているものの、なかなか改善がみられていないことが判明した。また、加害者以外の職員による暴力や暴言はないことが確認された。</li> <li>・加害者本人に聴き取りしたところ、「自分はきつい言い方をしてしまう性格である。上司から注意されたため最近は丁寧な言葉づかいを心がけているが、特定の短期入所利用者に対しては、どうしても厳しい言い方をしてしまう。本人がこちらの言うことを聞かずゆっくりと動いたり、顔をしかめたりするとつい言葉が荒くなってしまう。」と通報内容を認める説明があった。(事実確認結果)</li> <li>・加害者が本人に対し、頭を平手で叩く身体的虐待と「バカ」などと暴言を浴びせる心理的虐待を行ったと認定し、県に報告した。</li> </ul>
支援の実施	・市町村障害福祉主管課職員が講師となり、職員向けに虐待防止研修を実施した。 ・また、当日参加できなかった職員に対する伝達研修を事業所で実施し、全職員に研修の内容が周知されるよう伝えた。 ・事業所から本人と家族に謝罪した。
結果	<ul><li>事業所から市町村障害福祉主管課に伝達研修の実施報告書が提出され、全職員が研修を受講したことが確認された。</li><li>利用者、家族向けに実施したアンケートの実施結果が提出された。</li></ul>

評価すべき点	・匿名の通報であり、当初は被害者の氏名も分からなかったが、事業所に調査 を実施し、加害者と被害者の特定に至った。
課題点、反省点など	・事業所は加害者の暴言などの不適切な行為に気づいており、指導していたが 通報には至らなかった。

### 事例の総括・助言

通報・届出を受けた市町村職員が通報・届出者を虐待者に漏らしてしまうと、いかなる不利益を 受けるかわからず、通報を躊躇してしまいます。通報者を秘匿することはもちろんのこと、事案に よっては通報の存在自体を秘匿して、事実確認を行うことが求められます。匿名の通報者を無理に 特定する必要はありません。

虐待の判断にあたって、加害者側の自覚は問いません。「しつけのために叩いた」とか「(他害行為がある障害者に対して)暴力はいけないことだと分からせるために叩いた」などと加害者が主張するケースがありますが、叩く行為は身体的虐待、暴言を浴びせることは心理的虐待に該当します。また、障害者虐待防止や権利擁護の重要性について、一部の幹部職員や支援職員だけが認識しているだけでは不十分です。雇用形態や職種にかかわらず、障害者の支援にかかわる全ての職員が虐待防止の重要性について理解していなければなりません。

# 事例8 (施設虐待・軽度・心理的虐待)

就労系事業所における通所の強要により、心身の不調を訴えた利用者を相談支援専 門員が継続的に支援した事例

キーワード 就労系サービス、障害特性・病状への無配慮

### 1 基本情報

被	年齢	40歳代	4 0 歳代			
被虐待者に関する情報	性別	男性				
	障害の状況	精神障害 (統合失調症)				
りる情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	就労移行支援事業所、相談支援事業所、市町村障害福祉主管課				
	年齢	50歳代	虐待の種類	心理的虐待		
加害者	性別	女性	虐待の原因・背景	Trick who did not be a few attractions		
有	続柄•役職等	管理者	として考えられる もの	障害特性・病状への無理解 		
通報者		本人(被虐待者)				

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・就労移行支援事業所の利用者より、体調が悪い日でも通所するよう強要されており、病状が 悪化したとの訴えが市に入った事案。
- ・市が調査したところ、管理者より、本人は作業能力が高く、本人がいないと事業所で行って いる受託作業(施設清掃)が時間内に終わらないことがあったため、つい無理強いしてしま ったとの発言がある。
- ・市障害福祉主管課から事業所に対し、精神障害の特性や本人の病状に配慮して利用者の支援 にあたるよう指導した。

	・市町村障害者虐待防止センターに以下の内容の手紙が届く。
	・自分は就労移行支援事業所で外部から受託した施設清掃業務に従事してい
`高 #□ . #□ =火	るが、清掃作業の経験が長いため、施設職員からも頼りにされている。
通報・相談	・頼りにされるのはうれしいが、あらかじめ決められた予定どおり通所する
等の受理 	ことを強要されており、体調が悪い日でも、休むことができない。
	・先日、管理者から強い口調で通所を命じられ体調が悪化したため、しばら
	く事業所を休んでいるが、今後どうしたらよいか困っている。
	・手紙に書かれた氏名、連絡先から差出人が当該事業所に通所する精神障害
	者であることを確認。
	・本人に電話し手紙を受理したことを伝えた。本人より、自分の名前が出て
緊急性の判	も構わないので事業所を調査して管理者の暴言をやめさせて欲しいと訴え
断	あり。
	・手紙の内容から、本人は現在通所を止めており、緊急性は低いと判断。
	・ただし、事業所を休んでいる本人に対し、管理者が執拗な電話や訪問を行
	う可能性もあるため、翌日事実確認を行うこととした。

・通報翌日に市町村障害福祉主管課職員2名が事業所を訪問。	
<ul><li>・通報や虐待という言葉は用いず、本人が事業所の通所継続に不安を感</li></ul>	じて
いると説明し、管理者から話を聞き取った。	, - ,
・管理者によると、本人は事業所が受託する施設清掃に従事しているが	计
の利用者よりも作業能力が高く、清掃業務の経験が長いため、なくて	• •
	いれな
らない人材として職員からも信頼されている。	ه د عالاء
・体調不良を訴えて休もうとすることがあるが、急に休まれると清掃作	:美か
安全確認・時間内に終わらない可能性がある。	
事実確認の「・また、本人が一般就労を目指しているが、多少のことで休んでしまう	よう
↑ ↑ ↑ ↑	があ
状況 るとのこと。	
・管理者に本人に対し行った発言を確認したところ、手紙で本人が訴え	たも
のと同じ暴言が確認された。	
(事実確認結果)	
・本人の体調を無視し通所を強要する行為は本人に大きな精神的苦痛を	・与え
ていると認められたため、心理的虐待と判断し、県に報告した。	,,,
・管理者に対し、通所の強要は心理的虐待にあたることを説明し、今後	け木
人の体調や障害特性に配慮して利用者の支援にあたるよう指導した。	.144
	###
・管理者が本人に連絡し、これまでの通所の強要について謝罪。本人も	謝非
を受け入れ和解したが、清掃業務は肉体的につらいとの訴えがある。	با ماند،
・市町村障害福祉主管課から本人を担当する相談支援専門員に連絡。相	
<b>  支援の実施  </b> 援専門員と管理者、本人の三者で今後のサービス利用について話し合	·/ \
本人が行う作業を清掃から部品の組み立てに変更することが決まった	•0
・今後しばらくの間、相談支援専門員が毎月1回以上本人に電話し、通	所の
状況を確認することとした。	
・作業変更から1ヶ月後に市町村障害福祉主管課から本人に電話。以前	jのよ
<b>結果</b> うに管理者に利用を強要されることもなく、自分のペースで通所でき	てい
ることを確認した。	

# 評価すべき 点

- ・手紙を受理した後、本人に電話し、名前が伝わっても構わないので事業所 を調査してほしいとの意向を確認したことで、施設への調査が容易になっ た。
- ・また、今後の本人と事業所の関係に配慮し、虐待や通報という言葉を用いずに訪問調査を切り出したことで、スムーズに調査ができた。

# 事例の総括・助言

障害者虐待防止法上の「使用者」とは、①障害者を雇用する事業主(法人、個人経営者、派遣元・派遣先の事業主)、②事業の経営担当者(法人の理事、会社役員、支配人など)、③その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者(労働者についての実質的な指揮監督・決定権限者)を指します。就労継続A型作業所の場合には、「障害者福祉施設従事者等」と「使用者」の双方に該当することになります。

また、就労継続支援A型事業所を雇用契約を締結して利用する者を除き、就労系サービスの利用者は労働基準法上の労働者に該当しないため、労働者と同様の厳しい指揮監督を行うことはできません。作業への出欠や作業時間について利用者の自由が確保されている必要があります。(参考:平成18年10月2日(一部改正平成20年7月1日)厚生労働省障害福祉課長通知:就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について)

### 事例9 (施設虐待・軽度・性的虐待)

送迎車内で生活支援員等から性的な内容の会話を聞かされ、精神的な苦痛を受けた 女性を保健師が継続的に支援し、事業所の通所再開につなげた事例

キーワード 送迎車内、性的虐待、倫理観の欠如、専門性の欠如

### 1 基本情報

被	年齢	40歳代			
被虐待者に関する情報	性別	女性			
	障害の状況	身体障害、知的障害(B1)、精神障害			
する情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	生活介護事業所、相談支援事業所、 <u>市町村障害福祉主管課の保健師</u> ※下線部は虐待通報後に関わり始めた機関等			
πп	年齢	①30歳代、②50歳代	虐待の種類	性的虐待	
加害者	性別	①男性、②男性	虐待の原因・背	倫理観の欠如、専門性の欠	
	続柄•役職等	①生活支援員、②運転員	景として考えら れるもの	如	
通報者		施設管理者(本人(被虐待	者)の家族からの違	車絡が発端)	

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・送迎車の中で生活支援員と送迎車の運転手の男性が性的な内容の会話を続け、自分にも性的な内容の質問をしてきて嫌な思いをしたと本人が家族に相談。
- ・家族が事業所職員に連絡し、職員から報告を受けた管理者が通報。
- ・事業所内部の調査と市町村による事実確認調査により、加害者は障害者支援の経験がないまま就職して半年も満たない新人職員で、本人と仲良くなるつもりで性的な内容の質問をしたことが分かった。
- ・事業所は本人、家族に謝罪するとともに再発防止に取り組むことを説明。加害職員を直接支援業務から外して集中的に研修を行うほか、全職員を対象に人権研修を実施した。

通 報・相 談 等の受理	<ul> <li>・事業所職員が本人の家族から電話連絡を受ける。</li> <li>・内容は「昨日、本人が帰宅の送迎車内で性的な会話を聞かされたと話している。どういうことがあったのか確認できるまで本人を通所させるのは控えたい。」というもの。</li> <li>・家族から連絡を受けた職員が主任に報告。その後、主任から管理者に報告。</li> <li>・管理者から市町村虐待防止センターに通報した。</li> </ul>
緊急性の判 断	・通報時に、本人がしばらく通所を控えるとの情報があったことから、通所を 再開するまでの間は事業所で同様の被害を受けることはない。
安全確認・ 事実確認の 状況	<ul> <li>・市町村職員2名(うち1名は女性保健師)が本人宅と事業所を訪問。</li> <li>(本人からの聴き取り)</li> <li>・2ヶ月ほど前、加害職員2名が乗車する送迎車内で、好きな異性のタイプが話題になり、他の利用者も交えて楽しく話していたが途中から性的な話題になった。</li> <li>・それ以来、送迎車内で性的な質問をされたり、性的な話題で盛り上がることが当たり前になった。本人は苦痛を感じていたが、楽しそうに話している加害者に気兼ねしてやめてほしいと言えなかった。</li> </ul>

	<ul> <li>・通所を再開したいが、また性的な質問をされると思うと気持ちが悪い。(両親からの聴き取り)</li> <li>・本人は性的な話題に関心を示すことがあるが、職員が率先して性的な話題を持ち出すことはあるまじき行為だと思う。(加害者(生活支援員)の聴き取り)</li> <li>・半年ほど前に福祉と関係ない分野から転職したばかりで支援には不慣れ。</li> <li>・利用者とどのようにコミュニケーションをとったらよいのかよく分からなかったが、送迎車内で本人に性的な話題を持ちかけたところ、楽しそうにしていたので、性的な話を繰り返しするようになった。</li> <li>・本人が苦痛を感じていたのなら申し訳ない。(加害者(運転員)への聴き取り)</li> <li>・勤続3年で前職は配送ドライバー。福祉の経験はない。</li> <li>・加害者(生活支援員)と気が合うので、まずいかなと思いつつ性的な話題で盛り上がってしまった。(管理者への聴き取り)</li> <li>・加害者の倫理観の欠如がこうした事態を招いたと考えている。人権研修を実施するなどして再発防止に取り組みたい。</li> <li>・加害者については、利用者に直接関わる業務から外し、再教育を行う。(確認結果)</li> <li>・性的な内容の会話を聞かせ苦痛を与えたことは性的虐待に該当すると判断し、県に報告。</li> <li>・指定権限を有する自治体(本県においては、事業所所在地を所管する県、政令市、または中核市)が実地指導を行い、再発防止を指導した。</li> </ul>
	・事業所が本人、家族に謝罪した。
支援の実施	・市町村から事業所に再発防止策の報告を指示した。 ・女性保健師が定期的に本人と面接を実施し、虐待の再発がなく安心して事業 所を利用できていることを確認した。
結果	・本人は通所を再開している。 ・事業所内で人権研修を複数回実施し、全職員が受講したことを確認した。 ・再発防止策として、人権研修、利用者・家族アンケートの定期的な実施、新 採用職員研修の充実などが報告された。

# 評価すべき 点

- ・女性が性的な虐待を受けた事案のため、女性職員が聞き取り等の対応を行う よう配慮した。
- ・事業所における再発防止策を確認した。

### 事例の総括・助言

知識、経験のない職員がひとりよがりの支援を行い、結果的に不適切支援や虐待に至ってしまう ケースがたびたびみられます。専門的な知識や経験がない職員に対しては、倫理観といった基本的 な事項から教育する必要があります。

性的虐待の被害者の多くは知的障害のある女性です。知的障害のある女性を支援する事業所では、性的虐待の発生を許すような環境や職員の意識がないか定期的にチェックすることが必要です。

性的虐待を受けた障害者からの事情聴取は、正確な再現が困難であるだけでなく、二次被害を引き起こす怖れもあります。障害者の聴取においても、児童虐待分野で取り入れられてきた司法面接(forensic interview。本人の言葉で語らせ記憶を汚染しないこと、原則 1 回で終了させること、専門的知識がある者が聴きとることなどの指針があります。)の手法が参考になります。また、事情聴取の際には録画しておくことが望ましいとされています。

# 事例10(施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待)

管理者とベテラン支援職員による身体的・心理的虐待の事例

(加害者の配置替えにより利用を継続した事例)

キーワード 倫理観の欠如、専門性の欠如、虐待者・被虐待者の自覚は問わない

### 1 基本情報

被虚	年齢	40歳代		
被虐待者に関する情報	性別	男性		
	障害の状況	身体障害(肢体不自由)、	知的障害(B2)	
	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	就労継続支援B型事業所、	相談支援事業所	
ήп	年齢	①50歳代、②60歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待
加害者	性別	①男性、②男性	虐待の原因・背	倫理観の欠如、専門性の
	続柄•役職等	①管理者、②生活支援員	景として考えられ るもの	欠如、虐待を容認する組 織風土
通報者		匿名者		

### 2 事例概要(事例の概要を記載)

- ・市町村障害者虐待防止センターに就労継続支援B型事業所での虐待を訴える匿名の手紙が届 き、市町村障害福祉主管課職員が事実確認調査を実施。
- ・調査の結果、作業に集中できない利用者に「バカ」などの暴言を吐く、頭をハリセンで叩く 等の行為があったことが確認された。
- ・加害職員への聞き取りのなかで「この程度で虐待とは大袈裟」などの発言があった。
- ・市から県に報告し、指導権限を有する自治体(事業所の指定を行った県、政令市または中核 市)が臨時指導監査を実施。

通報・相談 等の受理	・市町村障害者虐待防止センター宛に匿名の手紙が届く。 ・内容は事業所職員が利用者に暴言を吐いたり叩いたりしているというもの。
緊急性の判 断	・市町村障害者虐待防止センターで受理会議を実施。 ・手紙の内容だけでは情報不足であり、虐待の深刻度や緊急対応の必要性が判 断できないため、可能な限り早期に事実確認を行うこととした。
安全確認・ 事実確認の 状況	<ul> <li>・事業所を訪問し、2日かけて当該事業所の全職員から聞き取り調査を実施。</li> <li>(加害者(管理者)からの聴き取り内容)</li> <li>・本人が作業中に失敗した際に「バカ」ということがあるが、憎しみからの発言ではない、長年の関係性の中で親しみを持って対応していると説明。</li> <li>(加害者(生活支援員)からの聴き取り内容)</li> <li>・ハリセンで本人を叩くことはあるが、本人とは長い付き合いがあり、コミュニケーションの一つだと考えている。</li> <li>・悪意を持った人が見れば虐待に見えるかもしれないが本人や家族からの不満はない。虐待と言われると仰々しい。</li> <li>(その他の職員からの聴き取り結果)</li> <li>・荒っぽい言葉づかいやハリセンの使用は不適切だと多くの職員が感じていたが、虐待という認識はなかった。</li> <li>(本人からの聴き取り)</li> </ul>

	・加害者らとは付き合いが長く、仲良くしてもらっている。
	・バカと言われたり、叩かれることは普通にあるが、昔からのことであり気に
	していない。
	・これからも事業所に通所したい。
	(確認結果)
	・本人には虐待を受けているとの認識がないものの、職員が利用者に対し、
	「バカ」と発言したり、ハリセンで叩く行為は心理的虐待、身体的虐待に該
	当するため、障害者施設従事者等による障害者虐待として県に報告した。
	・安全に事業所を利用できているか確認するため、本人のサービス等利用計画
 │支援の実施	の作成を担当する相談支援専門員が定期的に本人と面接することとした。
又版の天心	・面接のなかで、職員が叩いたり、暴言を吐く行為は虐待であることを本人に
	教え、再度こうした行為を受けたら伝えるよう依頼した。
	・加害職員は異動となり、本人の支援を担当することはなくなった。
	・本人は虐待を受けることなく事業所への通所を継続している。
結果	・事業所の指導権限を有する自治体(本県の場合、県、政令市または中核市)
	において臨時指導監査を実施。事業所の設置者に対し、第三者委員会による
	虐待の原因究明と再発防止策の作成を指示した。

他に想定できる対応	・市町村ですぐに訪問調査を行わず、まずは設置者に通報内容の事実確認を内部で行うよう依頼する(ただし、管理者が加害者であることから、設置者で十分な調査を行わなかったり、虚偽の結果を報告する可能性がある。)。
評価すべき点	・匿名通報ではあったが市町村が迅速に事業所を訪問し事実確認を行った。 (訪問調査の実施を連絡した際、事業所から「真偽不明の通報でも市町村が 訪問調査をするのか」、「市町村は虐待ととらえているのか」との質問があ ったが、通報内容の事実を確認するために必要な調査を行うことは市町村の 対応として当然のことであると伝え、訪問調査を実施した。)
課題点、反省点など	・聴き取り調査の中で、加害者に対し「利用者を叩くことやバカと発言することは不適切であり、障害者虐待に当たる」と指摘したが、加害者は自身の行為が虐待にあたるとの認識がなかった。

# 事例の総括・助言

障害の概念は、医学モデルから社会モデルに変容してきました。障害者虐待防止法においても、 障害者の定義として障害者基本法第2条第1号を準用し「身体障害、知的障害、精神障害(発達障 害を含む。)その他の心身の機能の障害(略)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続 的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」(法第2条第1項)と 規定しています。社会モデルのもとでは、障害はありのまま受け入れられ、課題の解決は社会の側 の責任とされています。サービス利用者である障害者は「指導」の対象ではありません。「しつけ」 と称する暴力・暴言は許されません。

死亡や重傷などの深刻な虐待事案も、その発端には軽微な人権侵害や虐待があるといわれています。虐待は小さな芽のうちに摘み取る必要があります。虐待の早期発見のため、事業所・施設の従事者、利用者やその家族、近隣住民等にも、障害者虐待防止法の通報義務や通報先の周知を継続的に行うことが重要です。

本事例のように、加害者が利用者との長年の関係性を持ち出して虐待を正当化したり、矮小化したりする例が見受けられます。加害者や虐待を受けた障害者に虐待の自覚や認識がない場合もありますが、市町村には、客観的に虐待認定することが求められます。

# 事例 1 1 (施設虐待·中度·身体的虐待、心理的虐待)

不適切な対応があった放課後等デイサービスに対し、全職員の虐待防止研修の受講 を指導した事例

キーワード 倫理観の欠如、専門性の欠如、管理責任者による虐待

### 1 基本情報

被虚	年齢	小学校高学年			
被虐待者に関する情報	性別	男性			
	障害の状況	知的障害、自閉症(発達障害)			
る情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所			
ήп	年齢	40歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待	
加害者	性別	男性	虐待の原因・背	倫理観の欠如、専門性の欠	
	続柄•役職等	児童発達支援管理責任者	景として考えら れるもの	如、職場の人間関係、虐待 を容認する組織風土	
通報者		匿名者			

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・市町村障害者虐待防止センターへ放課後等デイサービス事業所についての匿名の通報が入り、市町村障害福祉主管課が事実確認調査を行ったところ、児童発達支援管理責任者が乱暴な支援を繰り返していることが判明した。
- ・加害者は、嫌がる本人を力まかせにひっぱり移動させたり、プールに突き落とすなどの行為 が確認された。
- ・加害者は、しつけのためなら多少の暴力も許されると考えており、他の職員にも同様の考え の職員がいた。
- ・市町村障害福祉主管課が管理者と加害者を呼び出し、直接注意・指導したほか、事業所において全職員に虐待防止研修を実施するよう指導した。

通報・相談	・放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が利用児童を泣かし
	ている。先日も利用児童をプールに突き落として笑っていたとの通報が市町
等の受理	村障害者虐待防止センターに入る。
	・市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。
	・通所事業であり、利用児童はサービス利用終了後は必ず自宅に帰宅するた
  緊急性の判	め、緊急性は高くないと判断。
	・通報内容だけでは虐待の深刻度や程度が不明のため、早期に事実確認を行
断 	い、虐待の事実があれば迅速に対処することを確認した。
	・被害者が特定できないため、この事業所へ通所する児童がいる近隣市町村に
	も通報があったことを情報提供し連携を呼びかけた。
	・通報を受けた市町村の障害福祉主管課職員と近隣の2つの市町村の職員が合
  安全確認・	同で事業所を訪問し、職員からの聴き取りを実施した。
事実確認の	・児童発達支援管理責任者が、しつけや危険回避を名目に行動障害がある本人
	に乱暴な行為を繰り返していることが判明した。
<b> 状況</b>	・加害者は、本人を力任せに引っ張って移動させたり、水に慣れさせるためと
	称して本人をプールに突き落とすといった行為を行っており、いずれの行為

	の後も本人は泣いて不穏な状態になっていた。
	・これらの行為は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(身体的虐待及び     心理的虐待)に該当すると判断し、県に報告した。
	・職員のなかには、「頭をはたく程度のことはしつけの範囲内である」とし
	て、加害者の行為も問題ないと考えている者がいた。
	・管理者より、誰が通報したのか教えて欲しいとの要望があったため、守秘義
	務により教えられないことを説明するとともに、通報者を探し出すような調
	査を職員や利用児童・家族に行わぬよう伝えた。
	・事業所から虐待の報告と謝罪を受けた本人の家族から市町村障害福祉主管課
	に電話があり、通所先の変更について相談があったため、本人の新たな通所
	先となりうる事業所について情報提供した。また、障害児相談支援事業所の
支援の実施	相談支援専門員とよく相談して事業所を選ぶよう助言した。
	・市町村障害福祉主管課から事業所に対し、全職員に障害者虐待防止法の研修
	を行うよう指示した。管理者には県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研
	修の受講を勧奨した。
	・本人は事業所を退所し、別の事業所でサービスの利用を開始した。
6+ EB	・加害者は法人内で処分を受け降格となり、直接支援業務から外れた。
結果	・管理者は障害者虐待防止・権利擁護研修を受講し、その内容に基づいた事業
	所内研修を複数回実施して全職員に虐待防止法の基本的事項を周知した。

他に想定できる対応	・当該事業所の利用児童と家族にアンケートを実施し、他の虐待被害がないか確認する。
評価すべき点	・関係する近隣市町村にも情報提供して合同で事実確認を行った。 ・市町村職員が事業所の職員に聴き取りを行う際に、障害者虐待防止法のパンフレットを手渡し、通報先の周知を行った。 ・障害児相談支援事業所の支援を受け、本人が他の事業所でサービスを受けられるようになった。 ・管理者が虐待防止・権利擁護研修を受講し、全職員に伝達研修を実施した。
課題点、反省点など	・管理者やサービス管理責任者のような指導的な立場の職員が虐待を行っている事業所では、事業所全体での障害者虐待防止法の認識が甘く、基本的なところから啓発が必要である。

# 事例の総括・助言

県内で発生した障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の加害者のうち、設置者、管理者、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が占める割合は、平成24年度は33%、平成25年度は24%、平成26年度は38%、平成27年度は14%でした。これらの職種は障害者の虐待防止や権利擁護に率先して取り組む役割を担っており、高い人権意識が求められますが、本事例のように人権を軽視した虐待を行う者もいます。虐待は施設・事業所の種類や規模、職種に関わらず、どこでも、だれもが、行ってしまう可能性があるものだと認識する必要があります。

障害者虐待防止法第 15 条は、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に、 ①障害社福祉施設従事者等への研修の実施、②利用者・家族からの苦情処理体制の体制整備、③その他の措置(地域住民との交流、オンブズマンの定期訪問を受けること、マニュアルの整備など)を講じることを義務づけていることを忘れてはいけません。

また、虐待対応では、通報者の保護が大切です。虐待通報の受付窓口を周知する際は、連絡先だけではなく、通報者の秘密が障害者虐待防止法の規定により適切に守られる旨も併せて周知し、安心して通報できることをアピールすることが必要です。

# 事例12 (施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)

# 新人職員が知的障害者に繰り返し身体的虐待と心理的虐待を行っていた事例

キーワード 倫理観の欠如、専門性欠如、職員のスキル・経験に依存した支援

### 1 基本情報

	Z-17-11-TM				
被虐待者に関する情報	年齢	30歳代			
	性別	男性			
で 関 す	障害の状況	知的障害(A1)、発達障害(自閉症)			
る情報	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	生活介護事業所			
1-	年齢	①20歳代、②20歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待	
加害者	性別	①男性、②男性	虐待の原因・	倫理観の欠如、専門性の 欠如、職員のスキル・経	
	続柄•役職等	①生活支援員、②生活支援員	背景として考 えられるもの	験に依存した支援、新任 者への教育不足	
通報者		施設管理者(職員面接時の報告	が発端)		

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・入職後1年に満たない新人の生活支援員2名が、興奮状態にあった本人に対し、押し倒して 馬乗りになる、プロレス技をかけるなどの身体的虐待を複数回行っていたことが事業所内で 発覚。管理者が市町村障害者虐待防止センターに通報した。
- ・市町村障害福祉主管課職員が施設を訪問し、事実確認調査を行ったところ、目撃情報や加害 者本人からの供述により、通報内容が事実であることが認められた。
- ・加害者はいずれも福祉関係の学校を卒業後、事業所に新卒採用されており、高齢者介護に関する基本的な知識は持っていたが、障害者支援については知識がなかった。
- ・加害者は懲戒解雇となった。
- ・事業所の指導権限を有する自治体(県、政令市または中核市)が障害者総合支援法に基づく 監査を行い、是正勧告を発出した。

通報・相談	・事業所が年2回行っている管理者による職員面接において、「2ヶ月ほど前 に、新人職員2名が利用者に暴力を振るっているのを見た」との報告があ
等の受理	り、管理者が市町村障害者虐待防止センターに通報した。
緊急性の判	・市町村障害福祉主管課において、受理会議を実施。
	・通報受理時に管理者から加害者を直接支援業務から外したとの報告を受けて
断	いることから、緊急性はないと判断した。
	・市町村障害福祉主管課職員4名が事業所を訪問し、事実確認を実施。
	・事業所職員への聴き取りにより、加害者らによる本人への暴言や、高圧的な
	対応、不必要な身体的接触(プロレス技)、押し倒して馬乗りになるなどの
安全確認・	身体的虐待及び心理的虐待に相当する職員対応が常態化していた。
事実確認の	・加害者2名はいずれも福祉関係の学校を卒業後、事業所に新卒採用されて1
<b>状</b> 況	年に満たない新人職員であり、高齢者介護の知識はあったものの、知的障害
	や発達障害の利用者の支援の知識がなく、興奮状態に陥った本人を静かにさ
	せるためにこうした虐待に及んでいた。
	・事業所には自閉症の障害特性から強いこだわりがあり、言葉掛けや介助に注

	意が必要な利用者が多いが、こうした利用者が興奮状態に陥った際の対応方法について、事業所内で十分配慮がされておらず、個々の職員のスキルや経験に依存した支援が行われていた。 ・本人とも面接したが、言葉によるコミュニケーションが苦手なため、本人から被害の有無や状況を聴き取ることはできなかった。 ・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があったと認められたため、県に報告した。
支援の実施	・事業所から本人、家族に謝罪を行った。家族から強い抗議があったが、事業所には本人・家族が信頼している職員も多くおり、本人が通所を楽しみにしていることから、虐待の再発防止を条件に同事業所への通所を継続させたいとの意向が示された。
結果	<ul> <li>・加害者2名は懲戒解雇となった。</li> <li>・本人は事業所への通所を継続している。</li> <li>・事業所の指導権限を有する自治体(県、政令市または中核市)が障害者総合支援法に基づく監査を行った。</li> <li>・監査により、①虐待発生時の事業所内の対応手順が定められていない、②職員への研修機会が少なく、利用者の支援方法の検討が十分に行われていない、③業務マニュアルが未整備で組織的な事業所運営や利用者支援が行われていない、などの課題が明らかになり是正を勧告した。</li> </ul>

他に想定できる対応	<ul><li>・通報義務についての周知が十分に進み、適切に通報義務が履行されていれば、虐待発生直後の対応が可能だった。</li><li>・職員への虐待防止や障害者理解促進のための研修の実施。</li></ul>
評価すべき点	・虐待を事業所内で隠蔽せずに管理者が虐待通報した。 ・監査の実施により、事業所・法人の組織的な課題が明らかになった。
課題点、反省点など	・虐待を目撃した職員がいたものの、すぐに同僚・上司に報告したり、市町村 障害者虐待防止センターに通報するなどの措置がとられなかったため、虐待 発生から通報に至るまで時間がかかった。

# 事例の総括・助言

新任職員には障害者支援の基礎となる事項(人権擁護、障害理解、虐待防止法など)について研修を実施する必要があります。新任者や非常勤職員に対する研修を十分に行わず、結果的にこれらの職員が虐待を行った事例は多く発生しています。

障害者虐待は、いずれの類型も刑法上の犯罪となる可能性があります。本事例でも、生活支援員らの馬乗りになる、プロレス技をかけるなどの行為は暴行罪、被虐待者が受傷していれば傷害罪が成立する可能性がある行為です。

また、本事例の被害者は障害特性(知的障害を伴う自閉症)により言葉による被害状況の確認ができませんでしたが、虐待を受けた障害者は言葉によるコミュニケーションが行える方であっても、虐待の被害については沈黙したり、実際に受けた被害を話すことに躊躇することがあります。こうした行動の背景には、他に利用できる事業所がないという事情や、虐待者からの報復を恐れる気持ち、虐待被害を告白しても改善されないのではないかいう疑念や諦めがあるといわれています。被害者から聴き取りを行う際にはこうした点にも留意する必要があります。

# 事例13(施設虐待・重度・身体的虐待、心理的虐待)

グループホームの世話人による突発的な暴力により利用者が裂傷を負った事例 (再発防止策として虐待防止研修、アンガーマネージメント研修が実施された事例)

キーワード 傷害、突発的暴力、アンガーマネージメント、支援技術の不足

### 1 基本情報

被	年齢	30歳代					
被虐待者に関する情報	性別	男性					
	障害の状況	知的障害(B1) 発達障害(自閉症)					
	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	生活介護事業所、共同生活援助事業所(グループホーム)					
加害者	年齢	20歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待			
	性別	男性	虐待の原因・ 背景として考	感情のコントロール不足、適 切な支援方法に関する知識・			
	続柄•役職等	世話人	えられるもの	リな又仮方伝に関する知識・ スキルの不足			
通報者		施設管理者					

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・市町村障害者虐待防止センターに管理者から通報が入る。
- ・市町村障害福祉課が事実確認調査を行ったところ、本人が指示どおりに行動しないことに怒った加害者が、本人の耳を強く引っ張り上げ、裂傷を負わせたことが確認された。
- ・指定権限を持つ自治体が監査を実施し、改善勧告を行った。
- ・運営法人は虐待防止委員会を開催し、再発防止策等について検討した。

	・管理者から市町村障害者虐待防止センターに以下の通報が入る。
	・昨晩、本人が指示に従わないことに怒った加害者が、本人の耳を引っ張りあ
通報・相談	げ、裂傷を負わせてしまった。
等の受理	・本人は自閉症と中度の知的障害があり、こだわりが強い方である。
	・本人は右耳に裂傷を負い、医療機関で3針縫う処置を受けた。
	・本人・家族に謝罪するとともに、加害者を自宅謹慎としている。
緊急性の判	・市町村障害福祉主管課で受理会議を実施。
	・加害者は自宅謹慎中で本人と接する機会がないことから、本人の安全は確保
断	されていると判断した。
	・市町村障害福祉主管課職員が事業所を訪問し、事実確認を行った。
	・調査の結果、昨日、本人が入浴後の着替えの準備をせずにテレビを見続けて
	いたことに世話人が怒り、利用者と押し問答になり、本人の耳を強く引っ張
	り上げたところ、耳たぶが1センチほど切れてしまった。
   安全確認・事	・本人は整形外科を緊急受診し傷口を3針縫う処置を受けた。
	・本人は自閉症を伴う中度の知的障害者で、こだわりが強く、簡単な質問には
実確認の状	答えることができるが、難しい質問や指示に適切に対応することは難しい。
<b> 況</b>	・音に過敏であり、騒がしい環境が苦手で、興奮状態になると他の利用者や物
	を叩くなどの行動障害がある。
	・加害者はこうした本人の特性を理解しておらず、怒鳴って指示を伝え、本人
	を興奮状態に陥らせてしまうことがあった。
	・事業所では自閉症や行動障害のある方の支援方法について、世話人に研修し

ていなかった。 ・加害者は怒鳴る行為が不適切であることを認識していたが、適切な支援方法 がわからず悩んでいたが、同僚や管理者には相談できなかった。 ・管理者は加害者が不適切な支援を行っていることや支援に悩んでいることに 気づいていなかった。 (事実確認の結果) ・本人に裂傷を負わせた行為と大声で怒鳴る行為は障害者福祉施設従事者等に よる障害者虐待(身体的虐待と心理的虐待)に該当すると判断し、市町村か ら県に報告した。 ・市町村障害福祉主管課から事業所に障害者虐待防止研修やアンガーマネージ 支援の実施 メント研修を実施するよう促した。 ・指導権限を有する自治体(県、政令市または中核市)が障害者総合支援法に 基づく監査を実施。改善勧告を発出した。 ・運営法人が虐待防止委員会を開催し、虐待の発生原因と再発防止について検 討し、監査を行った自治体に結果を報告した。 結果 ・運営法人が職員に虐待防止研修とアンガーマネージメント研修を実施した。 ・本人は同一法人が運営する他のグループホームに移籍し、障害特性に配慮し た支援を受けながら生活している。 ・世話人は法人の規定により懲戒解雇、管理者は減給の処分を受けた。

### 4 評価

他に想定できる対応	・事業所が行った研修について、近隣のグループホームにも参加を呼びかけ、 合同開催する。
評価すべき点	・虐待発覚後の事業所内での対応は適切に進められていた。(通報義務の履行や本人の受診、本人・家族への謝罪、虐待防止委員会の開催、研修の実施など)
課題点、反省点など	<ul><li>・本人が裂傷を負ったため虐待が発覚したが、目に見える外傷がなければ虐待が発覚しないままだった可能性がある。</li><li>・グループホームは密室的な環境であるため、支援上の悩みに適切に応じる体制を構築しないと、同様の事案が発生するおそれがある。</li></ul>

#### 事例の総括・助言

グループホームは、一人の支援者で複数の利用者を支援する時間が多く、その場で他の職員に助けを求めたり相談することが難しいため、ストレスを感じやすい職場環境といえます。支援者が職場で孤立したり、ストレスを抱え込んだりすることを未然に防ぐことも虐待防止につながります。職場で定期的にストレスチェック(セルフチェック)を実施し、メンタルヘルスへの気づきを促したり、アンガーマネージメントと呼ばれる心理トレーニング法の研修により、職員が怒りの感情と上手に付き合う方法を身につけられるよう支援することも有効です。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が起きた場合、民事上の損害賠償責任は加害者本人だけでなく、加害者を使用する法人にも生じます。実際の虐待の現場にいなかった法人の代表者や管理者も、マニュアルの整備や研修の実施等の懈怠を理由に責任を問われる可能性もあります。

障害者虐待防止法は、虐待通報を受けた市町村等に速やかな安否確認その他の事実確認の責務を 定め、障害者の生命身体に重大な危険が生じているおそれがある場合には一時保護等の適切な措置 を講じることが求められます(法9条第1項、第2項ほか)。したがって、虐待通報を受けた市町 村等が必要な対応を行わずに放置し、その結果、障害者の生命・身体に被害が生じた場合には「不 作為責任」を問われる可能性もあります。

### アンガーマネージメントとは・・・

怒りを自ら管理し、適切なコミュニケーションに結びつける心理技術のこと。いらいらや怒りを単におさえつけるのではなく、その要因などを客観的に把握し、衝動的な感情の発露や行動をなくす効果が期待されます。

# 事例14 (施設虐待・認定外)

施設への不信感から虐待通報に至ったものの、その後の施設の説明により誤解が解けた事例

キーワード 施設への不信感、コミュニケーション不足、第三者委員、苦情解決

### 1 基本情報

被虐待者に関する	年齢	40歳代	4 0 歳代					
	性別	男性						
	障害の状況	知的障害(A1)、発達障害(自閉症)						
	利用しているサ ービス・資源、 関係機関等	障害者支援施設、相談支援事業所、市町村障害福祉主管課、第三者委員						
加害者	年齢		虐待の種類	_				
	性別	_	通報の原因・背	家族の施設への不信感 施設の説明不足				
	続柄•役職等	_	景として考えら れるもの					
通報者		本人(障害者)の家族						

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・母親から長男が障害者支援施設内で虐待を受け、太ってしまったとの通報が寄せられ、市が 事実確認調査を行ったが虐待の事実は認められなかった。
- ・母親は虐待通報と同時期に施設の第三者委員への相談をしており、第三者委員の調整のも と、事業所と母親との間で意思疎通が図られ、誤解が解けた。
- ・母親に本人の状態が十分に伝わっておらず、施設への不信感を募らせた結果、虐待通報に至ったと思われる。

	・母親より市町村障害者虐待防止センターに以下の通報が入る。
	・1年ほど前に本人が施設に入所したが、その施設で十分なケアを受けられず
通報•相談	支援を放棄されたため太ってしまった。
等の受理	・施設に抗議したが満足いく説明がない。
	・自分の名前を出して構わないので、施設を調査して欲しい。
	・先ほど施設の第三者委員にも電話で相談し、後日施設と話し合う予定。
	・市町村障害福祉主管課において受理会議を開催。
	・母親の話によれば、「本人の体重が入所時点より増加していること、不眠の
双色 州 の 判	ため精神科に定期受診し、服薬していることが健康上気がかりであるが、そ
緊急性の判	れ以外に大きな心身の変調はなく、職員からの暴力などはない」とのことだ
断	ったため、生命に差し迫った危険はないと判断した。
	・体重増加が暴飲暴食の放棄・放置(ネグレクト)によるものであれば、障害
	者虐待となるため、施設を訪問して事実確認調査を行うことを決めた。
	・市町村障害福祉主管課職員3名が施設を訪問。管理者、サービス管理責任
<b>空</b>	者、看護師、本人の担当職員から話を聞く。
安全確認・	(支援計画・記録)
事実確認の	・施設支援計画や支援記録を確認したが、支援計画は適切なアセスメントに基
状況	づき作成されていた。また、支援記録では、概ね支援計画に沿った支援が行
	われていることが確認された。

	(体重増加について)
	・本人はもともと不眠傾向があり、施設入所後に精神科受診し、服薬を開始し
	たが、3、4ヶ月から体重が増加したため主治医に相談。主治医から体重増
	加について、薬の副作用が原因と考えられるものの、体重は適正体重の範囲
	内であり、問題ないとの回答を得ていた。
	- PICのり、同題ないとの固合を得ていた。 - ル薬を開始したことは母親に伝えたものの、副作用の可能性があることや本
	, maritime in a contract of the contract of th
	人の体重が増加したことについて、母親に説明していなかった。
	(本人への確認)
	・職員への聴き取りの合間に、本人に聴き取りを行ったところ、施設での生活
	に不満がない旨の意思表示を確認した。
	・また、日中活動に参加する本人の様子を観察したが、本人は落ち着いて生活
	していた。
	(判断結果)
	・施設の支援は適切に行われており、本人の安全も確保されていることから、
	放置・放棄(ネグレクト)にはあたらないと判断した。
	(母親への連絡)
	・体重増加について、施設の放置・放棄(ネグレクト)によるものではなく、
	薬の副作用が原因と考えられること、体重増加そのものも健康に害のあるも
	のではないため虐待には当たらないと判断したことを伝えた。
支援の実施	・今後行われる第三者委員を交えた施設との話し合いで、施設から丁寧な説明
又汲り天心	を求めるよう助言した。
	(施設への連絡)
	・施設が薬の副作用や体重増加について説明しなかったことが母親の施設への
	不信感に繋がっていると思われることから、施設に対し母親に十分な説明を
	行い信頼関係の構築に努めるよう伝えた。
	・母親から、第三者委員を交えて施設と話し合いをしたところ、丁寧な説明が
  結果	あり誤解が解けたと連絡がある。
和木	・施設からも、今後本人の体調に変化があった際は速やかに母親に連絡するこ
	ととし、支援計画にも位置づけたとのこと。

他に想定できる対応	・本事例では、通報の前に通報者自ら第三者委員に相談していたが、県社会福祉協議会の運営適正化委員会への相談もありうる。
評価すべき点	・苦情案件として処理せず、虐待通報として適正に対応した。 ・事実確認調査により、本人への放置・放棄(ネグレクト)がないこと、施設 の情報提供不足が母親の施設への不信感に繋がり、通報に至った可能性が高 いことが明らかになった。

### 事例の総括・助言

支援方法に関する考え方の違いやコミュニケーション不足などから、本人や家族が施設や事業所に不信感を抱き、それが虐待通報という形で外に表れることがあります。苦情と思われる通報であっても、その内容のなかに障害者虐待の疑いがあるものについては、障害者虐待防止法のスキームに沿った対応が必要です。また、こうした事案では、虐待の有無だけでなく、通報に至った背景にも着目し、苦情解決の手立てについても助言・支援する視点が求められます。

市町村の担当者や事業所の職員等は、単独で支援にあたるのではありません。また、異動その他の理由で交代が予定されています。障害者の支援記録は、情報を共有してご本人の支援を円滑に継続するためにも、本事例のように虐待が疑われた場合、さらには裁判で支援の違法性や妥当性などが争点となる場面で、支援者の身を守るためにも適切に残しておく必要があります。長文や美文である必要はありません。事実を端的に、第三者が分かるよう記述しておく必要があります。

# 3 使用者による障害者虐待

事例15 (使用者虐待・経済的虐待)

最低賃金の減額の特例許可が切れたまま最低賃金未満の賃金支払いを続けた事例 (是正勧告により未払い分の賃金が支払われ、就労も継続している事例)

キーワード 経済的虐待、最低賃金の減額の特例許可申請、最低賃金法、是正勧告

### 1 基本情報

被	年齢	50歳	50歳代			
虐待	性別	男性	男性			
被虐待者に関する情報	障害の状況	知的障害(B1)				
る情報	関係機関・利 用しているサ ービス・資源	労働基準監督署、公共職業安定所、市町村障害福祉主管課				
	業種	製造業		虐待の種類	経済的虐待	
事業所	使用者	役職	代表取締役	虐待の原因・	労働基準関係法令への認	
所		性別	男性	背景として考え	識不足、障害者への人権	
		年齢	60歳代	られるもの	軽視	
通報者		労働局	(労働基準監督署の闘	塩検監督が発端)		

### 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・労働基準監督署が事業所の臨検監督(定期的な指導)を行ったところ、最低賃金の減額の特例許可の許可期間が終了しているにもかかわらず、更新の申請をすることなく知的障害のある従業員に最低賃金を下回る賃金支払いを受けていることが発見されたため、最低賃金法等に基づく是正勧告を行った。
- ・障害者の雇用管理についての認識が低いと判断されたことから、公共職業安定所に情報提供 し、公共職業安定所において障害者雇用促進法に基づく雇用管理指導を行った。
- ・労働基準監督署から労働局、県を通じて被害者の住所地の市町村に情報提供。
- ・市町村障害福祉主管課から本人に連絡。未払い賃金が支払われたこと、事業所から不当な扱いを受けていないことを確認した。

通報・相談 等の受理	<ul><li>・労働基準監督署が製造業を行う事業所に対し、臨検監督(定期的な指導)を 実施したところ最低賃金法違反を発見したとして、労働局指導課を経由して 県に情報提供される。</li><li>・県から本人の住所地の市町村に情報提供する。</li></ul>
緊急性の判	・市町村障害福祉主管課では、情報提供内容から緊急性はないと判断したが、
断	今回の件をきっかけに事業所との関係が悪化している可能性も考えられるため、本人と連絡をとり、困り事等がないか確認することとした。

安全確認・ 事実確認の 状況	<ul> <li>(労働基準監督署の調査と判断)</li> <li>・本人について、1年前に最低賃金の特例許可が切れたにも関わらず、引き続き最低賃金未満の額で賃金を支払っていることが発見された。</li> <li>・支払い額と最低賃金との差額が未払いであるため、未払い分を支払うよう是正を勧告した。</li> <li>・使用者からは手続きが面倒なので再申請していなかった。他の従業員より仕事ができないことは本人も分かっているので別に構わないと思っていたとの発言があり、法令遵守や障害者の人権擁護の意識の希薄さが伺えた。</li> <li>・使用者による障害者虐待(経済的虐待)があったと判断されたため、労働基準監督署から労働局を通じて県に情報提供した。</li> <li>・事業所の障害者理解が不足していると懸念されたため、労働基準監督署から公共職業安定所に情報提供した。</li> </ul>
支援の実施	<ul> <li>(公共職業安定所による指導)</li> <li>・公共職業安定所職員が事業所を訪問し、障害者雇用促進法に基づく雇用管理指導を行うとともに、障害者虐待防止法のパンフレットを配付。障害者虐待防止について周知した。</li> <li>(市町村による本人支援)</li> <li>・市町村障害福祉主管課から本人に電話。労働局から賃金未払いの情報提供を受けて電話したことを説明した。</li> <li>・本人より、未払い賃金が支払われたこと、雇用も継続しており、嫌がらせ等の不当な扱いを受けていないことを確認した。</li> </ul>
結果	・労働基準監督署において未払い賃金の支払いを確認した。最低賃金の減額の 特例許可申請についても行われたことを確認した。 ・本人は事業所での就労を継続している。

他に想定できる対応	・本人に対し、今後就労するなかで困り事があった際の相談窓口について情報 提供する。
評価すべき	・労働基準監督署の是正勧告に留まらず、公共職業安定所から障害者雇用促進 法に基づく雇用管理指導や障害者虐待防止法の周知を行った。

### 事例の総括・助言

使用者による障害者虐待として認定された事案の多くは、知的障害者に対する経済的虐待の事案です。経済的虐待の具体的な内容としては、賃金不払い事案が多く、労働基準監督署の是正勧告により、不払い分の支払いが行われることがほとんどです。

こうした不払いを行う使用者は関係法令の認識や障害者理解が不足しており、障害のある従業員に対する配慮が十分でない可能性があります。障害者雇用にこれから取り組もうとする事業所はもちろん、すでに障害者雇用を行っている事業所に対しても、障害者理解の促進に努めていく必要があります。

#### 最低賃金の減額の特例許可とは・・・

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって 雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長 の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

この許可には有効期間が定められており、その労働者が期間内に労働能力の向上が見られず許可を延長したい場合には、期間内に再度許可申請をする必要があります。

# 事例 1 6 (使用者虐待·身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待)

住み込み就労先から逃げ出し過去に入居していたグループホームの職員に助けを求めた事例(その後グループホームに再入所し、再就労に向けた支援を受けている事例)

キーワード 住み込み就労

### 1 基本情報

— 1 11.1k					
被虐待者に関する情報	年齢	40歳代			
	性別	男性			
	障害の状況	知的障害(B1)			
する情報	関係機関・利用 しているサービ ス・資源	グループホーム、県障害福祉課、市町村障害福祉主管課、警察署生活安 全課、公共職業安定所、就労移行支援事業所 (いずれも通報後に対応を開始)			
事業所	業種	建設業	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待、 経済的虐待	
	使用者	代表取締役	虐待の原因・背景 として考えられるも の	倫理観の欠如、支援者や相 談先の不在	
		50歳代			
		男性			
通報者		グループホーム職員 (被虐待者本人からの救済依頼が発端)			

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・建築会社に住み込み就労していた知的障害者が、上司からの暴力に耐えかね、かつて入居していたグループホームの職員のもとに助けを求めた事案。
- ・県障害福祉課が事実確認したところ、本人の顔や腕、胸などに殴られたためにできたと思われるあざが複数あったため、使用者による障害者虐待(身体的虐待)の疑いがあると判断。
- ・県から虐待の報告を受けた労働局では、労働基準監督署が調査を実施。
- ・本人はグループホームに入居し、再就労に向け就労移行支援事業所の利用を開始することと なった。

通報・相談 等の受理	<ul> <li>・グループホーム職員から県障害者権利擁護センターに以下の通報が入る。</li> <li>・2年ほど前にグループホームを退所して建設会社で住み込み就労している知的障害者が、昨晚突然グループホームにやって来て助けを求めてきた。</li> <li>・上司から日常的に暴力を受け、給料も搾取されていると話している。</li> <li>・本人は怯えた様子であり、左耳のあたりが内出血で変色している。</li> <li>・本人にはグループホームの空き部屋でしばらく過ごしてもらおうと思う。</li> </ul>
緊急性の判 断	<ul><li>・県障害者権利擁護センターから通報内容の連絡を受けた県障害福祉課が受理会 議を実施。</li><li>・本人はグループホームで保護されており、安全確保の観点からの緊急性はない が、事実確認や本人支援のため早期に対応することを確認した。</li></ul>

	(県の調査)
	・県障害福祉課職員2名が本人からの聴き取りと傷の確認を行った。
	・本人によると、会社の宿舎や建築現場で上司と二人きりになったところで殴ら
	・ 本人によると、云社の信音や建築現場で上町と二人さりにようにところで図り れる。始めは軽く叩かれる程度だったが、最近は罵声を浴びせられたり、角材
	で殴られている。また、3ヶ月前から給料未払いであるとの訴えがあった。
	・本人の左側頭部の傷を確認したところ、左耳が赤黒く変色していたほか、腕や
安全確認・	胸にも棒で叩かれたようなあざがあった。
事実確認の	・以上の結果から、使用者による障害者虐待(身体的虐待及び心理的虐待)の可
<b>状</b> 況	能性があると判断し、労働局に法第24条に基づく報告を行った。
	(労働局の調査)
	・労働局では労働基準監督署が事業所を調査。
	・会社は本人の作業中のミスにより多額の損害を被っていると主張。
	・調査結果の全容は県には明らかにされなかったが、賃金未払いなどの法令違反
	がみつかった。
	・労働基準監督署が本人に対し、未払い賃金分の請求を希望するか確認したが、
	本人から希望はなかった。
	・県障害福祉課職員と本人が警察署の生活安全課を訪問。事件化するには、被害
	を受けた日時や場所をはっきり特定させることが重要との助言をもらう。
支援の実施	・県障害福祉課から住み込み就労先とグループホーム所在地の市町村障害福祉主
	管課に連絡。両市町村とグループホームが連携して住民票や国民健康保険の異
	動、携帯電話番号の変更などの手続きの支援が行われた。
	・本人は建設会社を退社した。
	・警察への被害届の提出と未払い未賃金の支払い請求について、何度か本人に意
· 結果	向確認したが、本人が希望しなかったことから行われなかった。
10213	・本人はグループホームと就労移行支援の支給決定を受け、両サービスの利用を
	開始した。
	<u> </u>

# 4 評価

他に想定で きる対応	・加害者からの報復を恐れる気持ちやこれ以上会社のことを考えたくないという思いが強かったことから、被害届の提出や未払い賃金の支払い請求の支援 は行わなかったが、本人を説得してこれらを支援することも考えられた。
評価すべき点	<ul><li>・本人が過去に暮らしていたグループホームの職員に助けを求めることができたため、すぐに保護された。</li><li>・関係市町村が連携して必要な事務手続きを行った。</li><li>・今後の本人支援を効果的に行うためグループホームの所在地の市町村が支給決定を行った。</li></ul>
課題点、反省点など	・本人の生活再建を最優先に対応したため、被害届の提出や未払い賃金の支払い請求について、十分に説明・説得できなかった。 ・今後、本人が再就職する際は、就職後も支援が継続されるよう留意する。

# 事例の総括・助言

就労支援機関や特別支援学校を通じて就職する場合と異なり、障害者本人が自分で見つけた一般求人先に就職する場合は、就職先がどの程度障害者に理解があるのか、適切な配慮がなされるか不明なことが多くあります。特に、住み込みの就労は、障害者に生活と就労の場が提供されるというメリットがある反面、使用者に生活全般が管理され、外部との接触が乏しい閉鎖的な環境になりがちです。これまでにも数多くの深刻な障害者虐待事件の温床となり、障害者虐待防止法の成立の契機ともなりました。支援に携わる全員が肝に銘じなければなりません。

# 事例17 (使用者虐待・認定外)

就労上のストレスから事実ではない内容の届出に至ったと思われる障害者に対し、 定期的な面接を実施し就労の継続を支援した事例

キーワード 作話、就労のストレス、相談支援事業所

# 1 基本情報

被虚	年齢	20歳代										
待者	性別	男性										
に関	障害の状況	知的障害(B2)										
被虐待者に関する情報	関係機関・利 用しているサ ービス・資源	相談支援事業所、市町村障害福祉主管課										
事業所	業種	特別養護老人ホーム (清掃・ 洗濯等の管理部門)	虐待の種類	_								
新	使用者	施設長、50歳代、男性	通報の原因・背 景として考えら	障害特性、就労のストレ ス								
通報	者	本人(障害者)の家族	れるもの									

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・母親から「息子が就労先の施設長から脅されたと話している」との通報が市町村虐待防止センターに入る。
- ・事実確認調査を行ったが、施設長や本人の勤務状況から、施設長が本人を脅すことは不可能 と考えられることから、虐待の事実はないと判断した。
- ・被害の訴えは本人の作話の可能性があり、その原因は職場や家庭でのストレスにあると考えられたため、定期的に市町村の委託相談事業所の相談員が本人と面接し、職場や家庭での出来事や本人の心身の状況を把握することとした。

# 3 対応経過(通報受理~緊急性判断~事実確認調査~支援の実施)

	・母親から「息子が勤務先の施設長から棒で叩かれたりナイフで脅されたと話
	している。」との通報が市町村障害者虐待防止センターに入る。
通報•相談	・通報を受けた職員から母親に対し、本人の体の傷を確認するよう依頼した
等の受理	が、傷は見つからなかった。
	・本人は怯えた様子もなく、明日も出勤するつもりでいるが、母親は本人が施
	設長に叩かれたと考えており、施設を調査するよう強い要望があった。
緊急性の判	・自宅から通勤していること、勤務中は常に複数の職員とともに働いており、
	第三者の目があることから、生命に危険が生じるような重大な被害を受ける
断	可能性は低く、緊急性は低いと判断した。
	・通報の翌日、市町村障害福祉主管課職員が施設を訪問し、本人、施設長、同
  安全確認・	僚職員から聴き取りを行った。
事実確認の	(本人からの聴き取り結果)
	・母親が通報した内容を確認したところ、「そのとおりです。施設長にやられ
<b> 状況</b>	ました」と答える。具体的に虐待が行われた日時や場所を尋ねたところ、最
	近では、昨日、一昨日と先週の金曜日に虐待を受けたと答え、詳しい状況に
	ついても具体的な説明があった。

・ほかに困っていることがあるか尋ねたところ、主任や母親にいろいろ言われ るのが嫌であるとのこと。 (施設長からの聴き取り結果) ・廊下などで挨拶することはあるが、じっくり本人と話すことは年2回の職員 面接以外はない。本人を脅したり、叩くようなことはしていない。 (同僚職員への聴き取り結果) ・昼の休憩時間以外は本人を含め4名の職員がチームで作業している。本人が 単独で行動することはなく、必ず複数で行動している。 ・本人の勤務態度について、決められたとおり作業しないことや虚偽の報告を することがあり、主任が厳しく注意することがある。主任の注意の仕方は本 人の理解力に配慮したものであり、業務上必要な指導だと思う。 (虐待の判断) ・施設長と本人の勤務状況を確認した結果、施設長が本人に虐待することは物 理的に不可能であることから、虐待の事実はないと判断した。 ・本人の虐待の訴えは作話の可能性が考えられるが、届出があった内容以外の 虐待を受けている可能性も完全には否定できないこと、職場や家庭でのスト レスが今回の通報に関係していることが懸念されることから継続的に本人と 面接し就労や心身の状況を確認することとした。 ・月一回程度、市町村の委託相談事業所の相談員が本人との面接を実施。 ・仕事について、主任に怒られることがあるが、楽しいと話し、職場で虐待を 支援の実施 受けている可能性はないと判断した。 ・ 通報から 2 年経過するが、相談員との定期面接を継続しながら、事業所で就 結果

## 4 評価

# 評価すべき 点

・客観的な事実から虐待事実の有無を判断した。

労している。

・虐待の事実はなかったが、そこで対応を終えずに定期的な面接を実施し、本 人の就労継続を支援した。

#### 事例の総括・助言

障害特性やその他の理由から、障害者本人が事実とは異なる内容や誇張した内容で虐待被害を訴える場合や、通報者が憶測を交えた内容を自分が見聞きした事実であるかのように通報することがあります。

こうしたケースでは虐待が行われた具体的な状況(いつ、どこで、だれが、だれに、どのように、 なにをしたか)を聞き取り、そうした行為を加害者が行える状況だったか検証することで、虐待の 有無や通報内容の確かさを判断することができます。

また、結果的に障害者虐待ではないと判断された通報や届出であっても、通報や届出の背景に何らかのトラブルや悩みが隠されていることがあります。虐待通報の対応にあたっては、虐待の有無のみに留まらず、通報や届出に至った背景にも着目して本人や養護者の支援にあたることが求められます。

また、虐待対応はあくまで一時的なもので、終結させなければなりません。明確な目標をもって対応し、虐待の状況の解消・リスクを低減させたうえで、通常の支援に移行します。本事例のように虐待認定に至らないケースでも、支援の見直しや改善につなげ、虐待の芽を摘んでいくことが大切です。

# 事例18 (使用者虐待・認定外)

就労系事業所の作業工賃に不満を持つ利用者が労働基準監督署に最低賃金法違反を 申告した事案

キーワード 福祉的就労、労働者性

### 1 基本情報

EE-1												
	年齢 40歳代											
被虐	性別	男性										
待者に関	障害の状況 精神障害											
被虐待者に関する情報	関係機関・利用 しているサービ ス・資源	就労継続支援B型事業所、相談支援事業所、市町村障害者福祉主管課										
車	業種	就労継続支援B型	虐待の種類	_								
事業所	使用者	管理者、50歳代、男性	通報の原因・背 景として考えら れるもの	工賃の低さへの不満、 就労系サービス利用開 始時での説明不足								
通報	者	労働局(労働基準監督署への本人相談が発端)										

# 2 事例概要 (事例の概要を記載)

- ・労働局で発見し、労働局から県を通じて本人の住所地の市町村に情報提供した事例
- ・就労継続支援B型事業所で部品組み立ての軽作業に従事している本人が「1ヶ月働いても 1,800円しかもらえない。最低賃金を下回っており違法だ。」と労働基準監督署に相談、最 低賃金法違反に係る申告として受理された。
- ・就労継続支援 B 型事業所での就労のため、福祉的就労の可能性が高いが、指揮命令の状況等によっては労働者性が認められ、最低賃金法の適用となる可能性があるため、労働基準監督署が最低賃金法等に基づく申告監督を実施した。
- ・調査の結果、本人の作業について労働者性は認められず、最低賃金法違反にはあたらないことが確認された。

# 3 対応経過(通報受理~緊急性判断~事実確認調査~支援の実施)

	・本人が労働基準監督署を訪問し、就労継続支援B型事業所での作業工賃について「月 1,800 円しか支払われず、最低賃金を下回っており違法だ」と相談。
通報・相談 等の受理	・労働基準監督署では最低賃金法違反の申告として受理し、申告監督を実施することした。
	・本人からの申告内容について、労働局から県に情報提供があり、県から本人 の住所地の市町村に情報提供した。
緊急性の判 断	・県から情報提供を受けた市町村では、本人の生命に重大な危険がある状態ではないため緊急性はないが、事業所の工賃の支払い方法が本人 <i>に</i> 不公平なものでないか確認する必要があると判断した。

	(労働基準監督署の調査)
	・労働基準監督署が事業所に対し申告監督を実施。
	・事業所における本人の作業内容、事業所職員による本人への指揮命令の状況
	を調査した。
	- <i>1,</i> 1
	・調査の結果、事業所への出欠、作業時間、作業内容等が本人の自由であるこ
	と、作業が予定通り完了しない場合でも工賃の減額等の制裁が課されていな
	いこと、組み立て作業における支援が、技術的指導に限られており、労働者
	に対し行われる指揮監督とは異なることが確認された。
安全確認・	(労働局の判断)
事実確認の	・事業所において本人が従事する作業について、労働基準関係法令の適用対象
状況	外であることから、使用者による障害者虐待には該当しないと判断された。
1人)兀	
	(市町村の調査)
	・市町村障害福祉主管課が事業所の賃金支払い状況を調査。工賃支払い額につ
	いて、事業所の作業収入から必要経費を控除したものを各利用者の作業従事
	時間に応じて分配されていた。
	(市町村の判断)
	・本人への工賃支払いについて、他の利用者との差別もなく適正なものであ
	り、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(経済的虐待)には該当しな
	いと判断した。
	・申告監督の結果について、労働基準監督署から本人に説明したが本人の納得
	は得られなかったため、本人に了解を得た上で市町村障害福祉主管課にも監
支援の実施	督結果を報告。
	・市町村障害福祉課の担当ケースワーカーから本人にあらためて申告監督結果
	を説明したところ、一定の理解が得られた。
	・工賃が低いことに不満を感じているものの、作業内容や事業所の人間関係に
結果	は不満が少なく事業所への通所を続けている。
	マメイトイ゙「ヤ゙ルグーダィタ、「甲未ク「゙゙トンノ世別でが、イフ 、 ピ゚゚。

# 4 評価

他に想定で	・増収を支援するため、本人の病状や作業能力を確認した上で、より工賃の高い
きる対応	事業所への移籍や一般就労に向けた訓練等の可能性を検討する。
評価すべき点	・就労継続支援B型事業所の利用者からの訴えはあったが、本人の訴えを申告として受理し、最低賃金法違反の有無を適切に調査、判断した。 ・市町村において、作業工賃の額の公平性について調査を行い、工賃額に不公平がないことを確認した。

# 事例の総括・助言

就労系サービス事業所(雇用契約を締結して就労継続支援A型事業所を利用する場合を除く)で行われる生産活動は障害福祉サービスの範囲内であり、工賃に労働対価性はなく、労働基準関係法令の適用も受けません。もっとも、労働者と同様の業務遂行上の指揮監督が行われ、業務の諾否の自由がないなどの場合、労働者性があるものと判断され、労働関係法令の適用を受ける可能性があります。

利用者にとって大切な仕事ですが、労働基準法や最低賃金法を受ける労働とは異なるということを利用開始時に丁寧に説明することが後々のトラブルの防止につながります。

# 39

# 4 その他障害者虐待対応事例一覧

事							被害	者		十二人					
例番号	類型	深刻 度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢 階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
19	養護者	軽度	自宅	身体的虐待	通所事 業所職 員	男性	30歳 代	知的障害 発達障害	男性	60歳 代	父親		解不足、養 護者支援	父親は自閉症の特性への理解が不足して おり、本人の行動を制止するため力ずくで対 応していた。	の懇談会に誘い、息子の介護に関 する苦労や悩みを聞く機会をもう
20	養護者	中度	自宅	身体的虐待	ケアマ ネー ジャー	女性	60歳 代	精神障害	男性	30歳 代	長男	強迫性障害の女性 が息子から暴力を 受けていた事例	否、チーム による見守 り	強迫性障害の母親がひきこもり状態の長男から暴力を受けた事案。ケアマネージャーが本人の腕のあざを発見し、病院を受診させ、腕の打撲と肋骨のひびを確認。医師から警察、市町村に通報。本人に入院や緊急避難を提案するが、強く拒否。再度長男から暴力を受けることがあっても自分は通報しないと主張。	り、週5日は関係者が本人の状況 を確認できる体制を構築。保健所 職員、市職員も定期的に家庭訪問
21	養護者	中度	自宅	心的放放経的待理虐待棄置済虐	通所事職員	男性	40歳 代	知的障害	男性	50歳 代	兄		入拒否、虐 待者と接触	用しての借金、食事がきちんと提供されない などの虐待があることが発覚。	るため、兄への接触は行えないま
22	養護者	中度	自宅	身的 市心的 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	ケアマネージャー	男性	40歳 代	知的障害発達障害	男性	40歳 代	兄	加害者が障害者以 外の家族にも暴力 を振るっている事 例	カ、多問題 ケース	本人だけでなく、母親、妹にも暴力を振るっ	担当ケースワーカーの説得により本人が週2、3日程度短期入所を利用するようになり、虐待のリスクが軽減されるようになった。
23	養護者	中度	施設	経済的虐待	相談支援専門	女性	20歳 代	身体障害 知的障害	男性	50歳 代	父親	の経済的虐待(年 金の搾取、施設利 用料の滞納)の事	料の滞納、 成年後見、 養護者へ	本人の金銭管理を行う父親が施設利用料を 滞納しているため、施設が相談支援事業所 へ相談。相談支援事業所から市町村に経済 的虐待の通報が入る。父親と面接したとこ ろ、障害年金の使い込みが確認された。	父親への説明、同意に時間がか

事		<b>300</b> ± 1	The st	F /4			被害	者		加害	者				
例番号	類型	深刻 度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
24	養護者	中度	自宅	身体 的虐 待	本人	女性	20歳 代	知的障害 精神障害	男性	50歳 代		虐待という言葉を 使わずに養護者支 援を行い、父と娘 の関係改善が図ら れた事例	家族関係 の再構築	父親の声掛けを無視したことがきっかけで、 父親が知的障害のある娘を殴った事案。本 人の生活態度や言葉使いの乱れがトラブル の背景にあり、親子喧嘩の延長という面が あった。	加害者である父親が深く反省していることから、虐待という言葉を使わずに家族を支援したところ、父親も本人も互いを思いやる気持ちを持てるようになり関係が改善した。
25	養護者	中度	自宅	身体虐 待	本人	男性	60歳 代	知的障害	男性	60歳 代		兄からの暴力があり、福祉サービス 利用により、兄の 介護負担の軽減を 図った事例	の工夫	知的障害のある本人が兄から虐待を受けていると市町村に届出た事案。日常的ではないものの兄から暴力を受けることがあり、青あざや骨折したことをあるとの訴えがあった。	本人が兄への接触を拒んだため、 虐待の事実確認調査ではなく、福 祉サービス利用手続きの説明を名 目に家庭訪問を実施し、兄と面会 する機会を作ったところ、兄から本 人を叩いてしまうことがあるとの話 があった。本人は在生活の継続 を強く希望しているため、福担の軽 ビスの導入で兄の介護負担の軽 減を図り在宅生活の継続を支援す ることとした。
26	養護者	中度	自宅	経済 的虐 待	本人	女性	40歳 代	身体障害	女性	40歳 代			パート契約	父親、母親が死去し、妹との2人暮らしを送っていた本人(身体障害のある女性)が、妹に障害年金を搾取されていると市町村虐待防止センターに届出たもの。	本人は被害から逃れるため、妹から離れて生活することを希望。アパート契約を試みたが、保証人等の都合がつかず一時的に障害者支援施設に入所。施設に入所中にアパート契約の準備を整え、施設退所後、アパートでの単身生活を開始した。
27	養護者	中度	自宅	身的 待置棄	本人	男 性	50歳 代	身体障害	男 性	20歳 代	長男	と高齢の祖母の年 金を搾取した事例	居、多問 題、警察と		長男から本人と母親に多額の現金 の要求があり、本人が身の危険を 感じていると警察に通報したのを きっかけに本人を障害者支援施設 に、母親を特別養護老人ホームに 入所させた。
28	養護者	中度	自宅	心理 的虐 待	生活保 護ケー スワー カー	女性	30歳 代	知的障害 精神障害	女性	50歳 代		一時保護を検討したが本人の強い希 たが本人の強い希 望で帰宅した事案		母親から男性との交際を強く反対され、心理 的虐待を受けていると訴え、その後自宅を 出て交際相手の家で生活を始めた事案。交 際相手からの暴力が強く疑われたため、一 時保護を検討した。	本人は否定するものの交際相手からの金銭搾取や暴行が強く疑われたため女性保護施設や障害者福祉施設等での一時保護を検討したが、受け入れ先が見つからず。本人の拒否も強かったため、一時保護は行わず、自宅に戻ることとなった。

事	事		<b>5</b> % 1⊥	占什			被害	者		加害和	<b>当</b>				
例番号	類型	深刻 度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢 階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
29	養護者	重度	自宅	放置• 放棄	相談支援専門員	女性	40歳 代	知的障害	男性	40歳 代	夫	夫が食事を与えず、健康状態が悪 化し保護した事例	措置	町村に入る。	
30	養護者	重度	自宅	身的 待経的 待	通所事業所職員	男性	40歳 代	身体障害 知的障害	男性	60歳 代	父親	な暴力があり、分	後見、家族	市町村虐待防止センターに通報。調査の結果、父親が日常的に暴力を振るっていること、年金も使い込んでいることが判明した。	緊急性が高いと判断し、短期入所をつなぎながら入所先を探し、同時に成年後見制度の利用開始も援助した。現在は施設に入所し、母親との交流の機会を持ちながら安定した生活を送っている。
31	養護者	重度	自宅	身体 的虐 待	匿名	女性	50歳 代	精神障害	男性	50歳 代	夫		帰宅、分離 先の確保 困難	月程で自宅に帰宅。その後保健所と連携し	一般的な精神障害者向け施設や 女性保護の施設が利用できず、分 離先の確保に困難があり、精神科 病院に入院した。
32	養護者	重度	自宅	身体 的虐 待	医療機 関の相 談員	 男 性	50歳 代	身体障害	 男 性	20歳 代	長男	長男による家庭内 暴力の事案	障害	長男が5年前からほぼ毎日、家族に対し、殴る、蹴る、物を投げるといった暴力を振るようになり、家庭内限局障害と診断を受ける。長男の精神科受診は本人が代理受診しており、「これ以上長男の行動に耐えられない」と本人の主治医に相談したことから医療機関が市町村に通報した。	なった。これにより本人への暴力
33	養護者	重度	自宅	身体 的虐 待	生活介 護事業 所職員	女性	40歳 代	知的障害	女性	60歳 代	母親	母親からの虐待が あり、施設に一時 保護した事案		あざを発見し、市町村障害者虐待防止センターに通報が入る。家庭訪問を実施し、介護状況を聞き取ったところ、母親による虐待(ただし、虐待との自覚なし)が認められた。	母親の精神状態の不安定さが確認されたため、本人を緊急的に障害者支援施設で保護することとした。、母親の精神状態の安定に時間がかかったが、2ヶ月ほど施設に入所した後、本人は自宅に戻った。

事		<b>~</b>	<b>5</b> % ⊥L	上/+			被害	書者		加害	者				
例番号	類型	度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
34	養護者	重度	自宅	身的 待心的待体虐	近隣住民	女性	20歳 代	知的障害	女性	50歳 代		行動障害の子の介 護ストレスから母親 が暴行・暴言に及 んだ事例	用の施設で 不適応	重度知的障害で行動障害がある本人が不 眠により夜間奇声をあげたり自傷行為を繰 り返すため、そのストレスから母親が本人へ の暴行・暴言に及んだ事案。	虐待の事実を把握した市町村が速やかに一時保護を実施したが、初めて利用する施設で保護したため、本人の不安定な状態が続いた。一時保護中に改めて本人の状態像を確認した上で精神科病院に入院となった。
35	養護者	認定外	自宅	1	本人	男性	20歳 代	精神障害 発達障害	女性	50歳 代	母親	一人暮らしを実現 する手段として虐 待通報した事例	支援、生活 保護希望	本人より「母親から虐待を受けている」との 届出があり、市町村が調査を実施。虐待の 事実は認められなかったが、本人が高校中 退後より引きこもり状態であり、母親が疲弊 していることがわかった。	定期的に母親に連絡しフォローするとともに、ひきこもる本人への接触を試みた。粘り強く家庭訪問を続けた結果、本人と話ができるようになり、本人が自宅を出て生活保護を受けながらアパートで一人暮らししたいと考えたことから虐待通報したことがわかった。
36	養護者	認定外	自宅	身体 的虐 のい	通所事 業所職 員	男性	40歳 代	知的障害	男性	70歳 代		事実確認において 被害者、加害者と も暴力を否定した ため虐待認定に至 らなかった事例	困難(本人 の供述翻	通所事業所の職員が本人の腕にあざを発見。本人に確認したところ、酒に酔った父に殴れらたと話したため市町村に通報。父親に話を聞いたが暴力行為を否定。再度本人に話を聞いたところ、当初の説明と異なり、ぶつけたのかもしれないと発言。父親を恐れて嘘を言っている様子もなかった。	虐待があったとは認められなかったが、虐待のリスクがあると判断し、通所事業所の協力を得て本人の様子をよく観察することとした。
37	養護者	認定 外	自宅	経済 的信 の い	本人	男性	30歳 代	精神障害	女性	50歳 代	母親	両親に給料を搾取されていると届出があったが、事実ではなかった事例	事実と異な る届出	本人から市町村障害者虐待防止センターに 「数年年前から母親に毎月の給料を全て渡 している」と届出がある。	事実確認を行ったが、本人は自分で金銭を管理すると消尽してしまうため、同意の上両親に給料を渡していることが分かった。
38	施設	軽度	放課 後等 デービ ス	心理 的虐 待	事業所関係者	男性	小学 校 低学 年	知的障害 発達障害	女性	40歳 代	支援員	専門性がなく、しつけと称して叩くことに問題意識がない事業所の事例	理観の欠	事業所関係者から虐待が行われているとの 通報があり、市町村が訪問調査し、全職員 から聴き取りを行った。	悪意をもって殴る行為は確認されなかったが、他の児童に暴力を振るった児童に同じ痛みを分からせるために叩くことがあることがあること、こうした行為について、しつけであり虐待ではないと認識していることが確認されたため、改善するよう指導した。
39	施設	軽度	障害 者支 援施 設	身体 的虐 待	障害者 支援施 設職員	男性	40歳 代	身体障害 知的障害	男性	40歳 代		活支援員が叩き、	援、専門的 知識、支援 技術の欠	障害者支援施設の職員が利用者の左手にあざがあることを発見し、施設長を経由し市町村虐待防止センターに通報が入る。施設内部での調査により、パニック状態に陥り暴れていた利用者を生活支援員が叩き、力づくで押さえつけたことが判明。	本人のあざは1日で消失し、他に外傷がないことを確認した。加害職員は過去にも利用者への不適切支援を行っており、解雇処分となった。

事		<b>'</b> 777 + 1	5% 1L	上,;+			被害	書者		加害	<b></b>				
例番号	類型	度	発生 場所	虐待 種類	通報者	性別	年齢階級	障害種別	性別	年齢 階級	続柄 •職種	タイトル	キーワード	概要	支援・対応の実施等
40	施設	認定外	生活介護	1	家族	男性	40歳 代	身体障害知的障害	_	ı	_	生活介護事業利用 後に体のあざに気 づいたが、いつ、ど こでできたあざか 分からなかった事 例	できたか不 明な傷、ボ ディチェック の徹底	生活介護事業所から帰宅した本人の体にあざがあるのを発見した家族が、市町村に生活介護事業所で虐待されたと通報した事案。事実確認したところ、生活介護事業所ではあざができるような状況下になかったことが判明。また本人は生活介護利用の前日に短期入所事業所で一泊していたため、短期入所事業所にも調査を行ったが、あざが短期入所利用中にできたものかどうか確認できなかった。	不信感を払拭するため、今後は サービス利用中の状況を細かく家 族に伝えるとともに、入浴や更衣 等の介助時にボディチェックを入念
41	施設	認定外	施設	性虐のしい	家族	女性	20歳 代	知的障害	男性	30歳 代	生活支援員	短期入所利用後に「お兄ちゃんと寝 「お兄ちゃんとで た」との訴えがあり た設を調査したが 事実は認められな かった事例	知的障害による独特の表現	ちゃんと寝た」と言っていると施設に相談。施設の管理者から市町村虐待防止センターに 通報が入り、当時の支援記録の確認と夜勤 者からの聞き取りを実施。それによると深夜	ていた状況を指して「お兄ちゃんと 寝た」と発言したものであり、虐待
42	施設	認定外	グ ループ ホー ム	心的待棄置疑理虐放放のい	本人	女性	40歳 代	精神障害	女性	60歳 代		話人の不誠実な言動に不審を抱いた 利用者が市町村に 相談した事案	応、信頼関 係の破綻	日中の通所先からグループホームに電話し、体調不良で寝ている同居人の様子を見て欲しいと依頼するが、断られる。グループホームに帰宅後、世話人から「時間外は対応しない。迷惑である」と注意され、不安を抱いた利用者が市町村虐待防止センターに相談。	市町村がグループホームを訪問。 虐待の認定には至らなかったが、 利用者を不安にさせるような不用 意な言動を改め、障害特性に配慮 した丁寧な対応をとるよう管理者と 世話人に伝えた。
43	施設	認定外	GH		本人	女性	40歳 代	身体障害 知的障害	_		_	グループホーム職員の金銭管理が厳しいとの訴えがあったが、虐待の事実は認められなかった事例	への不満	するので、自由に使えるお金がないとして本 人が届け出た事案。グループホーム、相談	

# 5 神奈川県における障害者虐待の傾向

※厚生労働省が実施した「平成27年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律に基づく対応状況等に関する調査」(結果公表:平成28年12月16日)を基に県内の障害者虐 待の傾向を紹介します。

# 1 養護者による障害者虐待についての対応状況等

## (1) 通報·届出·相談件数

○平成27年度、県内の33市町村と本県が受け付けた養護者による障害者虐待に関する通報・届出・相談件数は182件、通報者数は188人でした。(同一事案について複数の者から通報が入る場合があるため、通報件数と通報者数は一致しません。)

#### (2) 通報・届出・相談者

- ○主な通報・届出・相談者は、「本人による届出」が最も多く、次いで「施設・事業所の 職員」、「相談支援専門員」の順でした。
- ○施設・事業者の職員や相談支援専門員は、養護者の家族や近隣住民以上に、養護者による障害者虐待の発見者としての役割を果たしているといえます。
- ○警察からの通報は全通報者の約2%に留まっており、全国平均(約20%)を大きく下回っています。警察は虐待を発見しやすい立場にあることから、各市町村において地域の警察との連携を強化することが虐待の早期発見・早期対応に繋がると考えられます。

#### (3) 虐待の判断件数

○通報・届出・相談件数182件のうち、養護者による障害者虐待の事実が認められた事例は 83件、虐待を受けた障害者の数は84人、虐待者の数は92人でした。

## (4) 虐待の類型

○「身体的虐待」が6割弱と最も多く、次いで「心理的虐待」が4割弱、「経済的虐待」 が3割弱、「放棄、放置(ネグレクト)」が2割弱、「性的虐待」が約2%でした。

#### (5) 虐待を受けた障害者の状況(性別、年齢、障害種別、行動障害の有無)

- ○虐待を受けた障害者の性別は、「男性」と「女性」が同数でした。
- ○年齢は「20~29歳」が約25%で最も多く、次いで50~59歳が約20%、40~49歳が約15%でした。
- ○障害の種別では、「知的障害」が5割強と最も多く、次いで「精神障害」、「身体障害」 が3割弱でした。
- ○虐待を受けた障害者の約3割に行動障害がありました。

#### (6) 虐待を行った養護者の状況(性別、年齢、続柄)

- ○虐待を行った養護者の性別は、「男性」が約55%、「女性」が約45%で、男性の方がや や多くなっています。
- ○年齢は「60歳以上」が約3割でもっとも多く、次いで「40~49歳」、「50~59歳」の順でした。虐待を行った養護者の半数以上が50歳以上でした。
- ○虐待を行った養護者の続柄は、「父」、「母」が3割弱、「兄弟姉妹」が2割弱でした。

#### (7) 虐待の発生要因

○市町村が判断した虐待の発生要因として、「家庭における人間関係」、「虐待を行った 養護者の性格や人格」、「虐待を行った養護者の無自覚」、「虐待を行った養護者の知 識や情報の不足」などが多くあげられました。

## (8) 虐待への対応策

- ○虐待対応として、虐待を行った養護者からの分離が行われた被虐待者数は30人でした。
- ○分離の方法は、「契約による障害福祉サービスの利用」が9件、「契約利用又は措置以外の方法による一時保護」が6件、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉に基づくやむを得ない事由等による措置」(通称:やむ措置)、「医療機関への一時入院」がそれぞれ5件でした。また、分離を行った事例の4割弱で、なんらかの面会制限が行われました。

# 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 通報·届出·相談件数

○平成27年度、県内の33市町村及び本県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者 虐待に関する相談・通報件数は158件、通報者数は162人でした。(同一事案について複数 の者から通報が入る場合があるため、通報件数と通報者数は一致しません。)

## (2) 通報・届出・相談者

- ○主な通報・届出・相談者は「当該施設・事業所職員」が最も多く、次いで「匿名などにより不明」、「家族・親族」の順でした。
- ○「当該施設・事業所の設置者」、「職員」、「元職員」からの通報を合計すると約3割でした。平成26年度はこれらの者からの通報は1割に満たない状況でしたが、障害者虐待防止法に定める通報義務についての認識が広がり、自施設・自事業所内で発生した虐待や虐待が疑われる事案を適切に通報する施設・事業所が増えたと考えられます。

#### (3) 虐待の判断件数

○通報・届出・相談件数158件のうち、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が 認められた事例は16件、虐待を受けた障害者の数は40人、虐待者の数は21人でした。

#### (4) 施設・事業所の種別

○「障害者支援施設」、「生活介護」が約3割、次いで「放課後等デイサービス」が2割弱、 「共同生活援助」が1割強の順でした。

# (5) 虐待の類型

○「身体的虐待」が6割強と最も多く、次いで「心理的虐待」が3割強、「性的虐待」が2 割強の順でした。

#### (6) 虐待を受けた障害者の状況(性別、年齢、障害種別、行動障害の有無)

- ○虐待を受けた障害者の性別は、「男性」が8割弱、「女性」が2割弱で男性の方が多くなっています。
- ○年齢は「19歳未満」が4割強と最も多く、次いで「40~49歳」、「50~59歳」が約2割でした。放課後等デイサービス事業所において複数の児童が被害を受けた事案があったため 19歳未満が占める割合が大きくなっています。
- ○障害の種別は「知的障害」が約9割と最も多く、次いで「身体障害」が10%強、「精神障害」が5%でした。
- ○虐待を受けた障害者の7割強に行動障害がありました。

#### (7) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況(性別、年齢、職種)

- ○虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別は、「男性」が6割弱、「女性」が4割弱で 男性の方が多くなっています。
- ○年齢は「40~49歳」が4割と最も多く、次いで「50~59歳」が3割弱、「20~29歳」、

「30~39歳」が1割強でした。

○職種は「生活支援員」が約8割、次いで「児童発達支援管理責任者」約1割でした。

#### (8) 虐待の発生要因

○市町村や県が判断した虐待の発生要因として、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」、「倫理観や理念の欠如」、「教育・知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」などが多くあげられました。

#### (9) 虐待が認められた事例への対応状況

○虐待の事実が認められた16件について、市町村及び県が行った対応は、「施設等に対する 指導」が20件、「報告徴収等(障害者総合支援法・児童福祉法に基づく権限行使)」が11 件、「改善勧告(障害者総合支援法・児童福祉法に基づく権限行使)」が4件でした。

#### 3 使用者による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 市町村・都道府県における相談・通報対応件数

○平成27年度、県内の33市町村及び本県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は54件、通報者は65人でした。(同一事案について複数の者から通報が入る場合があるため、通報件数と通報者数は一致しません。)

#### (2) 虐待の判断件数

○使用者による障害者虐待の事実が認められた事例は15件、虐待を受けた障害者の数も15人でした。

### (3) 相談・通報者

○「本人による届出」が5割弱、「家族・親族」による通報が3割弱、「その他」が1割弱でした。

#### (4) 虐待の類型

○「経済的虐待」が6割と最も多く、次いで「身体的虐待」が3割弱、「心理的虐待」が 2割でした。

# (5) 虐待を受けた障害者の状況(性別、障害種別)

- ○虐待を受けた障害者の性別は、「男性」が7割強、「女性」が2割で男性が多くなっています。
- ○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が5割強と最も多く、次いで「身体障害」が3 割強、「精神障害」が2割でした。

# 6 参考資料

# 【参考例】 (さいたま市) **障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート**

氏 名		打	旦当者・機関		評定年月日	年	月 日
I. /	宣待の程度	(「状況」欄:該	当する…○、疑	い…△、不明…?)			
Ι -	- 1 現在の店	<b>宣待の状況</b>				状況	特記事項
	身体的虐待	身体のいずれかの部	『位に、入院を必要	Eとする外傷・骨折・火傷が	ある		
		健康に有害な食物や	や薬物を与えられて	こいる			
		本人の自殺企図					
		一家心中(未遂をき四六時中、ベッドや		k			
		法定の労働安全・衛					
	ネグレクト	脱水・栄養不足によ		3			
最		潰瘍や褥瘡が悪化し	している				
		口腔内の出血・腫ネ	ı				
重		治療中の服用薬を飲	欠んでいない、飲ま	ミせてもらえない			
度		生命にかかわる医療 ライフラインがす~		女やオカルトを理由する場合	を含む)		
	性的虐待	性行為・わいせつな					
		性感染症に罹患して					
	経済的虐待			育に不当に流用・処分されて いばな トーレス	いる		
		悪徳商法の業者に多		こけられている			
	身体的虐待			Eとする外傷・骨折・火傷が	<u></u> ある		
	3 体的信付	外出・通信が著しく					
	ネグレクト	著しい体重の増減が					
		偏食・不衛生・不明					
		家族と同居している					
		必要な福祉サービス		<b>ごきない</b>			
重		必要な医療を受ける 医療機関の指示と昇		こわれ ている			
度		本人が家出・徘徊を					
	心理的虐待	家族の自殺企図	2000000	, misca cos a			
		家族や身近な人から	5本人の意向にそく	ごわない宗教・オカルトを強	要される		
	性的虐待	性的ないやがらせ、	はずかしめを受け	けている			
		障害を理由に、他者	<b>者が交際する異性</b> と	の関係を引き裂く			
	経済的虐待			<b>昇なく家族・他者に管理され</b>	ている		
		遺産相続等で差別的		<b>'る</b> 			
	n. 4444 - E-74	悪徳商法の業者に接通院を必要とするほ		☆療の必要な外傷・火傷があ	<u></u> ろ		
	身体的虐待	繰り返し傷・あざか					
		外出・通信が自由に	こできない、行事へ	への参加を制限されている			
	ネグレクト	健康問題につながる	る可能性のある偏負	さや不衛生等、衣食住の不適	切さがある		
中		必要な医療を受ける					
度		必要な福祉サービス 本人がしばしば欠席		uることがある o連絡をしてこないか、無関	心である		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴を必要な医療・福祉を		・懲罰的な扱いによって情線 	猪的問題が出てい		
		養護者から強い拒否	5感の訴えがある				
		<b></b>				*	*

	工口小巨红	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている 他者から窃視や不自然なアプローチを受けている (関係妄想と区別する)		
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える 周囲の人間からお金をたかられている		
	身体的信付	治療の必要はない程度の外傷がある 養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある		
軽	TO VO	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない		
度		無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる 養護者から拒否感の訴えがある		
I -	- 2 過去の不適	切な状況	状況	特記事項
重度中度軽度	DVによる人間 子ども期からで 性的虐待を被す 性風俗業で働い 虐待による通い 不安定な性的で 本人以外の家が 虐待の通告歴を 本人以外の家が	交友関係の継続的経験がある 実に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある	状况	特記事項
			状况	符記事項
本人と	: 虐待者は同居	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない) 虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)		
本人。	と虐待者は日中	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)		
のほと	こんどを共有	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)		
虐待るう関係	者とはたまに会 K	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない) 虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)		

各項目に現れない特記							
事項							
<b>歌 ☆</b>							
評 定							
I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度		軽度	問題なし	不明
Ⅰ-2 過去の不適切な状況	 	重度	中度		軽度	問題なし	不明
I-3 距離・パワーバランス	虐待は抑止で	できない	工夫次第で抑	止可能	虐待は抑止	できている	不明
I. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題な	l	不明

Ⅱ. 本人の状況	(「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不明	∄…?)	
Ⅱ-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、( )内は具体的補足	状況	特記事項
身体状況	低体重     肥満     栄養不良     衰弱       外     傷     火     傷     痣     (     部       虫     歯     口     腔     内     疾     患       褥     瘡     皮     膚     疾     患       性     感     染     症       そ     の     他     の     疾     患		
生活状況	<ul><li>不潔 異臭 口臭 髪のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ</li><li>大食い 盗み食い 偏食</li><li>睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足</li></ul>		
情緒  アディクション (嗜癖・依存)  反社会的・脱社会 的行動	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴 (他者に 動物に )         怯え (顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)         抑うつ (表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)         とじこもり ひきこもり         べたべた甘える         (家 職場 施設 その他 ) のことを話したがらなアルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物ギャンブル 買い物 異性関係         希死念慮 自殺企図家出の訴え 家出企図 徘徊         万引き 窃盗		
社会生活上の問題 Ⅱ-2 リスク要因	不純異性交遊 通勤・通所の不安定(欠勤・欠席 遅刻 早退) 孤立(家 職場 施設等 その他  該当する項目は○、疑いのある項目は△、( ) 内は具体的補足		
主たる障害以外の病歴	疾病名(       : 歲         疾病名(       : 歲         疾病名(       : 歲		
現在の養護者との別り現在の配偶者との別り			

病歴	疾枘名 (			<del>.</del>	成	 	
/r1/1E	疾病名(			•	歳		
現在の養護者との別属	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			)	·		
現在の配偶者との別属	<b></b>			)			
各項目に現れない特	記事						
項							
評 定							
Ⅱ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし		 	不明
Ⅱ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし			不明
Ⅱ. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし		·	不明
						 ·	

Ⅲ. 虐待者の状況	(「状況」欄:該当する…○、疑い…△、	不明…?	)
Ⅲ-1 現在の状	況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、( )内は具体的補足	状況	特記事項
疾患・障害の有無	認知症   足腰の弱り		
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動 衝動的 感情の高ぶりを抑制できない 強迫的・束縛的言動(○○しなさい、○○でなければならない) 認知の歪み(自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執 共感性の欠如(相手の気持ちや立場を理解できない) 孤立 非社会的 対人関係の困難が高い		
アディクション (嗜癖・依存)	ア ル コ ー ル 麻 薬 ・ 覚 せ い 剤 そ の 他 の 薬 物 ギャンブル 買い物 異性関係		
反社会的・脱社	希死念慮 自殺企図		
会的行動	家出企図   徘徊   万引き   窃盗   福祉サービスの利用・介入に拒否的である		
本人との親密	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別)		
さ・関係性	諦観(本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている) 無関心(注意を向けない)		
	支配・執着 (思いどおりにコントロールしようとする)		
	過度の要求 (強迫的な課題・役割の押しつけ) 依存 (ひたすら本人のために献身していないと不安になる)		
虐待の認識	否定(していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る) 正当化(行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘す		
同居者・同僚・	同調(虐待行為を容認し加担する)		
身近な人の態度	黙認(虐待行為を知っているが、止めさせようとしない) 観客(虐待行為を容認し、面白そうに見ている) 回避(虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする)		
Ⅲ-2 リスク要	- 因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、( )内は具体的補足		
被虐待・被DV	誰から (       歳頃)         誰から (       歳頃)		
虐待・DV歴	誰に(       ・ 歳頃)         誰に(       ・ 歳頃)		

各項目に現れない特記事					
項					
評 定					
Ⅲ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

IV. 家族の状況	(「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不	(「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不明…?)								
Ⅱ-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、 ( ) 内は具体的補足	状況	特記事項							
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い 束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制 ひとり親家庭									
経済的問題	内縁者の同居・出入り 失業中(求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない) 不安定就労(不定期就労 日々雇用 休職中) 多額の負債 光熱水費・電話代・家賃の滞納 本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている 準要保護 生活保護(申請中 受給中)									
生活環境	不衛生 (異臭、室内にゴミ散乱) 家事が実質的に営まれていない(食事、洗濯、入浴、掃除)									
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗(接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信) 接触困難(連絡が取れない、応答がない) 社会的孤立(近隣や友人、当事者組織との交流がない)									
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在 (あり:親族 知人、なし)									

項	
評 定	
IV. 虐待者の状況 重度 中度 軽度 問題なし	不明

# 評定シート

氏 名				評定協議した機関・チーム			
評定日	年	月	日				

※評定は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録											
	実施年月日	実施機関	担当者氏名(必ず複数)	方 法							
最初の安全確認	年 月 日										
事実確認 ①	年 月 日		<u> </u>								
事実確認 ②	年 月 日		<u> </u>								
事実確認 ③	年 月 日										

B. 最終評	定						
I. 虐待の状況		最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ. 本人の	状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明
Ⅲ. 虐待者	の状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明
IV. 家族の	状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明
介入の緊急	介入の緊急度		やや高い 人) (落 <sup>†</sup> は不要)		推移次第 (様子		低い (あまり介入の必要はた
支援の 必要度	本 人	7 7 7 7 7 7			ットを絞った支 援)		通常の支援 でインテンシヴな支援
	家族( )	7 7 7 7 7 7			ットを絞ったす 援)		通常の支援 でインテンシヴな支援

C. 支援の利用状況		

D. 虐待対応チーム							
ケースマネジメント機関							
現在の虐待対応チームの構成							
新たに加えるべき機関							
新たに加えるべき機関							

E. 当i	当面する支援の重要課題									
順位	支援課題	対応方法								
1										
2										
3										

# ○障害者虐待防止法の対象範囲(法別・年齢別整理)

所在場所		福祉施設							
	在宅	障害者総	合支援法 介護保険 児童福祉法 法等				学校		
年齢	(養護者 /保護者)	障害福祉 サー業八日 第八日 京系、、 京系、 系系、 会む)	相談支援事業所	高齢者施設	障害児 通所支援事 業所	障害児入 所施設支 援 (注1)	障害児 相談支 援事業 所等	企業	保育所
18歳未満	<u>児 防</u> 被者都県 産支道。 ※			1	障害者 虚待 防止法 (省令) 適切な 権限行行使 (都道所料)	改正児童 福祉法 適切な 権限行使 (都道府県)	障害者 虐待 防止法 (省令) 適切行行使 権選道所付 市町村)		
18歳以上 65歳未満	障害者 虐待 防止法 ・被虐待者 支町村)	<b>障害者</b> <b>虐上</b> ・適限では を を が が が で を で が で を で が で を で が で が り で り の で り の で り の り の り の り の り の り り り り	障害者 虚虚上 ・適限は道切行府府 ・適取で使います。 ・市町村)	一 【特定疾病 40歳以上】	【20歳まで】 (注2)	【20歳まで】 -	_	<b>障害者</b> <b>唐進止</b> ・適限では ででででは がある。 ・適限のでは がある。 ・適限のでは がある。 ・適限のでは ・適限のでは を は のででできる。 ・適のでは は のででできる。 ・でででできる。 ・ででででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・でででできる。 ・でででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・でででできる。 ・でででできる。 ・でででできる。 ・ででできる。 ・でででできる。 ・でででできる。 ・ででででででできる。 ・でででででででででででででできる。 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	障害者 虐待 防止法 ・間接的 防止 ・間接長)
65歳以上	障害者 虚止 高虚止 高虚止 ・被支町 ・被支町村)			高齢者 <u>虐</u> 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)		-	-		

<sup>※</sup> 養護者への支援は18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用させる。

<sup>※</sup> 配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

<sup>(</sup>注1)里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設

<sup>(</sup>注2)放課後等デイサービスのみ

# 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号)

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号 に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)(以下「障害者福祉施設」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。)に係る業務に従事する者をいう。
- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
  - **イ** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - □ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- **二** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産 上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、 当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービ ス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理 的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該 障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける 他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を 著しく怠ること。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理 的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による 前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- **五** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

# (障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

#### (国及び地方公共団体の責務等)

- 第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに 養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び 技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な 措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに 養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等につい て必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国 又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努め なければならない。

#### (障害者虐待の早期発見等)

- 第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者 福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係 のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に 努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者 虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

#### (養護者による障害者虐待に係る通報等)

- 第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、 当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした 者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通報等を受けた場合の措置)

- 第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨 の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認 のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村 障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報 又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援 が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三 号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要 な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (立入調査)

- 第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている おそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又 は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- **3** 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (警察署長に対する援助要請等)

- 第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、 これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する 警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を 確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必 要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講 じさせるよう努めなければならない。

#### (面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合において は、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身 体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及 び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との 面会を制限することができる。

### (養護者の支援)

- 第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の 必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を 講ずるものとする。

#### 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

#### (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の 研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サ ービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他 の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

- 第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な 取扱いを受けない。
- 第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者信待に係る障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

## (通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は 都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設 の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害 者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を 図るため、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

### (公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設 従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するもの とする。

#### 第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその 家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるも のとする。

#### (使用者による障害者虐待に係る通報等)

- 第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。
- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- **4** 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、 厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、 当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。
- 第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の 規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る 使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄す る都道府県労働局に報告しなければならない。
- 第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

#### (報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働 基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確 保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の 保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十 二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三 十五年法律第百二十三号)、個 別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)その他関係法律の規定による 権限を適切に行使するものとする。

#### (船員に関する特例)

第二十七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地

方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地 方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とする。

#### (公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

#### (就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

# (保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

# (医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

#### 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

#### (市町村障害者虐待防止センター)

- 第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及 び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

#### (市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

- 第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に 掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は 第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受 理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定に よる通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定に よる届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務 上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

#### (市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護 及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事 務所(以下「福祉事務所」という。) その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければ ならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、 特に配慮しなければならない。

#### (都道府県障害者権利擁護センター)

- 第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設に おいて、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものと する
- 2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

#### (都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

- 第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を 受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉 又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保 するよう努めなければならない。

## (都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

#### 第七章 雑則

#### (周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センター としての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力 者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障 害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

#### (障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた 事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の 適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の 保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うもの とする。

#### (財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又

- は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第八章 罰則

- 第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁を させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

#### (検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の 在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談 等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支 援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、 高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の 施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

- 第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。
- 第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

#### (調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

# 0

# ● 市町村虐待防止センター連絡先一覧 (養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出窓口)

	市町村名	名 称	電話	F A X	休日・夜間 の連絡先	郵便番号	住 所
1	横浜市	横浜市障害者虐待防止センター (横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課)	045-662-0355	045-671-3566	045-662-0355	231-0017	横浜市中区港町1-1
		川崎区保健福祉センター高齢・障害課		044-201-3293		210-8570	川崎市川崎区東田町8
		大師地区健康福祉ステーション		044-271-0128		210-0812	川崎市川崎区東門前2-1-1
		田島地区健康福祉ステーション		044-322-1994		210-0852	川崎市川崎区鋼管通2-3-7
		幸区保健福祉センター高齢・障害課		044-555-1336		212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1
	11114-4	中原区保健福祉センター高齢・障害課		044-744-3345		211-8570	川崎市中原区小杉町3-245
2	川崎市	高津区保健福祉センター高齢・障害課	044-200-0193	044-861-3238	044-200-0193	213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1
		宮前区保健福祉センター高齢・障害課		044-856-3171		216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5
		多摩区保健福祉センター高齢・障害課		044-935-3396		214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1
		麻生区保健福祉センター高齢・障害課		044-965-5207		215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1
		川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課		044-200-3932		210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地
		相模原市健康福祉局福祉部障害政策課	042-707-7055	042-759-4395		252-5277	相模原市中央区中央2-11-15
		(施設従事者等/使用者による虐待)	0.2 /0/ /000	012 700 1000	042-754-1111 - (市役所代表 電話)	202 0277	市役所本館4階
		相模原市健康福祉局福祉部緑障害福祉相談課	042-775-8810	042-775-1750		252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21
		【緑区橋本・大沢地区】 (養護者/使用者による虐待)	042-783-8136	042-783-1720			緑区合同庁舎3階
		相模原市健康福祉局福祉部城山保健福祉課				252-0105	相模原市緑区久保沢2-26-1  城山保健福祉センター1階
		【緑区城山地区】 (養護者/使用者による虐待) 相模原市健康福祉局福祉部津久井保健福祉課	042-780-1412	042-784-1222			
		【緑区津久井地区】 (養護者/使用者による虐待)				252-5172	相模原市緑区中野613-2  津久井保健センター1階
3	相模原市	相模原市健康福祉局福祉部相模湖保健福祉課	042-684-3216				相模原市緑区与瀬896
		【緑区相模湖地区】 (養護者/使用者による虐待)		042-684-3618		252-5162	相模湖総合事務所2階
		相模原市健康福祉局福祉部藤野保健福祉課	040 007 5511	042-687-5688		252-5152	相模原市緑区小渕2000
		【緑区藤野地区】 (養護者/使用者による虐待)	042-687-5511			202-0102	藤野総合事務所2階
		相模原市健康福祉局福祉部中央障害福祉相談課	042-769-9266	042-755-4888		252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1
		【中央区】 (養護者/使用者による虐待)	042 703 3200	042 700 4000		202 0211	ウェルネスさがみはらA館1階
		相模原市健康福祉局福祉部南障害福祉相談課	042-701-7722	042-701-7705		252-0303	相模原市南区相模大野6-22-1
-		【南区】 (養護者/使用者による虐待)					南保健福祉センター3階
4	横須賀市	横須賀市福祉部障害福祉課	046-822-8249	046-825-6040	046-822-4000	238-8550	横須賀市小川町11
5	平塚市	平塚市福祉部障がい福祉課	0463-21-8774	0463-21-1213	0463-23-1111	254-8686	平塚市浅間町9番1号
6	鎌倉市	鎌倉市健康福祉部障害者福祉課	0467-61-3975	0467-25-1443	0467-23-3000	248-8686	鎌倉市御成町18番10号
7	藤沢市	藤沢市福祉部障がい福祉課	0466-50-3528	0466-25-7822	0466-25-1114	251-8601	藤沢市朝日町1番地の1
8	小田原市	小田原市福祉健康部障がい福祉課	0465-33-1467	0465-33-1317	0465-33-1822	250-8555	小田原市荻窪300番地
9	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市保健福祉部障害福祉課	0467-82-1111	0467-82-5157	0467-82-1111	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
10	逗子市	逗子市福祉部障がい福祉課	046-872-8114	046-873-4520	046-873-1111	249-8686	逗子市逗子5-2-16
11	三浦市	三浦市保健福祉部福祉課	046-882-1111	046-881-0148	046-882-1111	238-0298	三浦市城山町1-1
		1	1				1

	市町村名	名 称	電話	F A X	休日・夜間 の連絡先	郵便番号	住 所
12	秦野市	秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの (社福)常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室	0463-79-5028	0463-79-5032	0463-79-5028	257-0035	秦野市本町2-1-24
13	厚木市	厚木市権利擁護支援センター	046-225-2939	046-225-3036	046-225-2939	243-0018	厚木市中町1-4-1 厚木市総合福祉センター5階 厚木市社会福祉協議会内
14	大和市	大和市障害者自立支援センター (社福)すずらんの会	046-263-1932	046-260-0238	046-263-1932	242-0004	大和市鶴間1-19-3
15	伊勢原市	伊勢原市 保健福祉部 障害福祉課	0463-94-4711	0463-95-7612	0463-94-4711	259-1188	伊勢原市田中348番地
16	海老名市	海老名市保健福祉部障がい福祉課	046-235-4812	046-233-5731	046-231-2111	243-0492	海老名市勝瀬175-1
17	座間市	座間市福祉部障がい福祉課	046-252-7132	046-252-7043	046-255-1111	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1
18	南足柄市	南足柄市福祉健康部福祉課	0465-73-8047	0465-74-0545	0465-74-2111	250-0192	南足柄市関本440
19	綾瀬市	綾瀬市障害者虐待防止センター	0467-70-5623	0467-70-5702	0467-77-1111	252-1192	綾瀬市早川550
20	葉山町	葉山町保健福祉部福祉課	046-876-1111	046-876-1717	046-876-1111	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135
21	寒川町	【開庁時間】寒川町福祉部福祉課障がい福祉担当 【閉庁時間】寒川町役場 警備室	0467-74-1111	0467-74-5613	0467-74-1111	253-0196	高座郡寒川町宮山165番地
22	大磯町	大磯町町民福祉部福祉課	0463-73-4530	0463-73-1285	電話 0463-61-4100 FAX 0463-61-1991	259-0111	中郡大磯町国府本郷1196
23	二宮町	二宮町健康福祉部福祉保険課	0463-71-3311	0463-73-0134	0463-71-3311	259-0196	中郡二宮町二宮961番地
24	中井町	中井町福祉課	0465-81-5548	0465-81-5657	0465-81-1111	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56
25	大井町	大井町介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016	0465-83-1311	258-8501	足柄上郡大井町金子1995番地
26	松田町	松田町福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685	0465-83-1226	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037
27	山北町	山北町福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171	0465-75-1122	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4
28	開成町	開成町保健福祉部福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433	0465-83-2331	258-8502	足柄上郡開成町延沢773
29	箱根町	箱根町福祉部健康福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124	0460-85-7111	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256番地
30	真鶴町	真鶴町健康福祉課	0465-68-1131 内線242	0465-68-5119	0465-68-1131	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244番地の1
31	湯河原町	湯河原町福祉部社会福祉課	0465-63-2111	0465-63-2940	0465-63-2111	259-0392	足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地の1
32	愛川町	愛川町福祉支援課	046-285-6928	046-285-6010	046-285-2111	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1
33	清川村	清川村保健福祉課福祉係	046-288-3861	046-288-2025	046-288-1211	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

# ●県障害者権利擁護センター連絡先(使用者による障害者虐待の通報・届出窓口)

	名 称	電話	F A X	休日・夜間 の連絡先	郵便番号	住 所
1	神奈川県障害者権利擁護センター (特非)神奈川県障害者自立生活支援センター	046-265-0604	046-265-0664	046-265-0604	243-0035	厚木市愛甲1-7-6

# 作成 · 編集:神奈川県障害者自立支援協議会権利擁護部会

平成 28 年度神奈川県障害者自立支援協議会権利擁護部会 事例集検討者(敬称略:五十音順)

所属・役職	氏名
葉山町福祉部福祉課 係長	柏木 淳子
特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センター 理事長	鈴木 治郎 (部会長)
和泉短期大学 児童福祉学科 教授	鈴木 敏彦 (副部会長)
社会福祉法人明星会 相談支援センターエール 管理者	露木 とし
神奈川労働局雇用環境・均等部指導課 労働紛争調整官	二瓶 紀章
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 事務職員	本竹 史弥

監修:松木 崇(神奈川県弁護士会・横浜仲通り法律事務所)

# この事例集について

- ・事例集に掲載されている事例等の無断での引用・転載を禁じます。 (ただし、障害者虐待防止のための研修会や事例検討会の資料として使用する場合は 除きます。)
- ・この事例集は、県内外での障害者虐待事例を参考に、個人情報へ配慮し、障害者虐 待防止に関係する職員等への参考となるよう事例を編集加工して作成しました。

# 問合せ先

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ

電 話 045-210-4713

ファクシミリ 045-201-2051

